Plus500JP 証券株式会社

取引説明書 Plus500 トレーダー　店頭デリバティブ取引

Plus500JP 証券株式会社
金融商品取引業者登録番号　関東財務局長（金商）第 156 号
商品先物取引業者

取引説明書

店頭デリバティブ取引

この書面をよくお読みください。

この取引説明書（店頭デリバティブ取引）（以下「本取引説明書」といいます。）は、登録番号：関東財務局長（金商）第 156 号として金融庁に登録し、商品先物取引業者として主務省から許可を受け規制されている Plus500JP 証券株式会社 東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター33 階（以下、「当社」といいます。）が提供するものです。本取引説明書は、当社が金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 37 条の 3 の規定並びに商品先物取引法第 217 条第 1 項の規定に基づき、お客様が行う店頭デリバティブ取引（以下に定義します。）又はノックアウトオプション取引（以下に定義する）（以下これらを総称し「店頭デリバティブ取引」又は「本取引」といいます。）の契約を締結する際に、あらかじめお客様に交付する契約締結前交付書面です。本取引説明書については、金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引で、同項第 1 号に規定する取引に該当する店頭外国為替証拠金取引（以下「店頭 FX 取引」）、店頭証券 CFD 取引、及び、第 4 号に規定する取引に該当する店頭ノックアウトオプション取引（以下「ノックアウトオプション取引」）、並びに商品先物取引法第 2 条第 14 項に規定する店頭商品デリバティブ取引（以下「店頭商品 CFD 取引」といいます。）について説明します。

店頭デリバティブ取引を取引されるに当たっては、本取引説明書及び別途交付する「店頭デリバティブ取引約款」の内容を読んで十分にご理解下さい。
店頭デリバティブ取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生ずることがあり、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本取引説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に理解し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任と判断によりお取引いただきますようお願いいたします。

目次

店頭デリバティブ取引のリスク等重要事項について

店頭デリバティブ取引のリスクについて

取引開始に際する注意事項

主要事項の概要 - Plus500JP 証券株式会社 14

第 1 部 - 利用者登録とソフトウェア 16

1. 取引プラットフォームの利用制限 16
2. 取引プラットフォーム利用上のご注意 16
3. アカウント認証 17
4. データ登録 17
5. 適切性の判定 17
6. 個人情報保護方針 18
7. 各種交付書面の電磁的方法による交付等 18

第 2 部 - 店頭デリバティブ取引の仕組み、及び取引の方法 18

8. 取引口座・取引銘柄及び必要証拠金・取引価格・調整額 18
9. 注文 21
10. 証拠金 28
11. 決済に伴う金銭の授受 31
12. 取引の開始及び完了 31
13. 取引の終了と取引限度 32
14. ロールオーバー 33

第 3 部 - 店頭デリバティブ取引の手続き、及び入出金手続き 33

15. 取引概要 33
16. 税金について 33
17. 取引の制限 34
18. 取引方法 34
19. 不可抗力事由 36
20. 取引の開始 37

21. 証拠金の入金 38
22. 出金及び未収金の相殺 41
23. 休眠口座 42
24. 第三者との関係 42
第 4 部 -店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為 43
25. 店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為 43
第 5 部 - 金融商品取引業者及び商品先物取引業者の概要・苦情受付・苦　情処理・紛争解決 46
≪附則≫ノックアウトオプション取引についての説明 48
1. ノックアウトオプション取引の概要 48
2. 取引の仕様について 48
3. 判定価格 50
4. ノックアウトレベル 50
5. ノックアウトプレミアム 50
6. 注文 51
7. 最大損失額 52
8. 両建てについて 53
第 6 部 -店頭デリバティブ取引に関する主要な用語 54

【店頭デリバティブ取引のリスク等重要事項について】

1.　お客様が行う店頭デリバティブ取引の総取引額（想定元本）は、その取引についてお客様が預託した証拠金の額に比べて大きくなります。
2.　お客様が行う店頭デリバティブ取引は元本が保証された取引ではありません。取引を開始された後、該当する商品の価格、指標や外貨建て商品の円評価価格がお客様にとって不利な方向に変動した場合、お客様は損失を被る恐れがあります。また、当該損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回るおそれ（元本超過損）があります。お客様の取引による損失が、お客様の預託した証拠金の額を上回り、不足金が発生した場合は、当該不足金を取引口座に差し入れていただく必要があります。
3.　お客様が行う店頭デリバティブ取引において、ノンスリップ注文を行った場合には、ノンスリップ手数料がかかります。また、店頭デリバティブ取引においては、お客様が売ることができる価格（ビッド）と買うことができる価格（アスク）には差があり、この価格差がお客様の取引コストとなります。同様に、ノックアウトオプション取引においても、ブルポジションを建てる場合にはアスク価格が、決済する場合にはビット価格がそれぞれ参照され、また、ベアポジションを建てる場合にはビット価格が、決済する場合にはアスク価格がそれぞれ参照されることから、この価格差がお客様の取引コストとなります。ノンスリップ注文を行う場合、ノンスリップ注文が有効になった時点で、ノンスリップレートに取引数量とポイントバリュー、円換算レートを乗じた額がノンスリップ手数料としてかかり、取引口座の残高から差し引かれます。ノンスリップレートは、発注画面で確認出来ます。
お客様が購入されるノックアップオプション取引のオプション価格の中には、原資産価格とノックアウト価格の差に加え、当該オプションの権利料としてノックアウトプレミアムが含まれております。
ただし、このノックアウトプレミアムは、当該オプションの判定価格がノックアウトレベルに到達することにより当該オプションが消滅し精算される場合のみ費用となり、お客様による反対売買や、期限切れによる権利消滅の場合、ノックアウトプレミアムは徴収されません。
4.　取引銘柄の原資産市場の急変により、ビッドとアスクの価格差（スプレッド）が通常より広がる可能性及び意図した取引ができない可能性があります。
5.　取引対象である通貨の金利が変動することにより、金利調整額は変動し、受取りから支払いに転じる場合もあります。

6.　お客様が行う店頭デリバティブ取引では、損失額が一定の水準を超えた場合、当社が定めた方法により、お客様のポジションを自動で決済するロスカット制度が設けられていますが、当該制度はお客様の損失の額を一定の範囲に限定することを保証するものではなく、相場状況によっては、お客様の損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回る可能性があります。
7.　お客様が行う店頭デリバティブ取引は、インターネットを利用した取引であるため、通信障害、システム障害又は異常価格の発生等により、取引不能、約定の消滅又は注文価格から乖離した価格による約定となる可能性があり、その結果としてお客様が損失を被る可能性があります。
8.　お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリング・オフ）はできません。
9.　当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。

カバー 取引先：Plus500 Ltd.　（プラスファイブハンドレッド　リミテッド）
業 務 内 容：取引プラットフォームを運営するグローバルなマルチアセット・フィンテック・グループ

10.　当社は、金商法第 43 条の 3 及び金融商品取引業者等に関する内閣府令第 141 条及び第 143 条から第 145 条、並びに商品先物取引法第 210 条及び商品先物取引法施行規則第 98 条の２の規定に基づき、お客様からお預かりした証拠金を、ファースト信託株式会社に開設された顧客資産に係る区分・分別管理目的の各信託口（区分管理信託口、顧客分別金信託口、特定信託口、以下「ファースト信託信託口」といいます）において当社の固有財産とは区分・分別して管理しております。信託による保全の対象となるのは、お客様より預託された証拠金に、確定損益並びに未確定損益を加減した金額（区分管理必要額、個別顧客分別金額並びに保全対象財産。以下「信託必要額」といいます）とし、当社はこの金額を毎営業日算出いたします。信託会社に信託された金額が信託必要額を満たさない状態となった場合は、当社は、その日の翌日から起算して 2 営業日以内に、信託先に対して追加信託を行います。
11.　お客様が行う店頭デリバティブ取引は相対取引であるため、お客様の取引の相手方である当社、当社のカバー取引先、又は当社の主要な取引先金融機関等のいずれかの業務又は財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

【店頭デリバティブ取引のリスクについて】

店頭デリバティブ取引は、全てのお客様に無条件に適しているものではなく、以下に掲げるような固有リスクが存在し、かつ、その他にも様々なリスクが想定されます。お客様の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的等、様々な観点から、お客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討していただきますようお願いいたします。

（建玉制限リスク）

お客様が預託する証拠金の額に関わらず、当社ではお客様に一定の建玉制限を設けています。この建玉制限を超えるポジションは、資金に余裕があってもお受けできません。

（価格・指数変動リスク）

店頭デリバティブ取引は、ハイリスク・ハイリターンの取引であり、元本が保証される取引ではありません。世界中で起こる様々な要因により、原資産市場における取引対象銘柄の価格（相場）が変動し、これによりお客様に損失が発生することがあります。また、相場が急激に変動した場合や、当社による取引制限により、お客様は、お預けになった証拠金額以上の損失を被る可能性があります。

また、ノックアウトオプション取引のオプション価格は、原資産価格（オプション取引の元となる市場価格）とノックアウト価格の差にノックアウトプレミアムを加えたもので、原資産価格とノックアウト価格との価格差が大きいとオプション価格は高くなり、反対に価格差が小さいとオプション価格は安くなります。ノックアウトオプション購入後も同様に、オプション価格は、ノックアウト価格と原資産価格の差の影響を受け、原資産価格がノックアウト価格から離れるとオプション価格は高くなります。ノックアウトオプション取引は、このように原資産価格の変動のほか、ボラティリティ（価格変動率）の下落、権利行使消滅期限までの時間や金利水準により損失が発生する可能性があります。ノックアウトオプション取引は、これらの価格変動により損失が生じる恐れのある取引で、元本や利益が保証された取引ではなく、リスクを伴う取引です。原則として当初オプション購入代金を上回る損失は発生しない最大損失額が限定された取引ですが、当該最大損失額は取引を行った通貨建てで確定することを意味することから、円建て以外の取引銘柄を取引した場合には、円貨に換算した時に購入時点のレートで示された以上の損失が発生する可能性があります。

また、購入時に口座残高が当初オプション購入代金の額を下回っていた際に、当該オプション

の強制決済が執行される前に提示価格が設定したノックアウト価格に到達した場合、口座残高がマイナスになる可能性があります。

（信用リスク）

当社又は当社のカバー取引先にて、業務又は財産の状況が急激に悪化した場合、証拠金の入出金を含むお客様とのお取引全般が一時停止又は遅延する可能性があります。万が一当社が破綻した場合には、破綻した時点において信託保全されている資産は全て保護され、お客様へ返還されます。しかしながら、信託保全必要額は営業日ごとに算定され、不足が生じた場合は当該算定を行った日から 2 営業日後に追加信託を行うシステムであるため、算定日における信託保全必要額と信託財産の金額が一致しない場合もあります。したがって、信託保全された額と当日の信託保全必要額の差の部分に関しては信用リスクが存在し、これによりお客様の証拠金の一部が返還されずに損失となるリスクがあります。

（為替リスク）

決済通貨が日本円でない銘柄を取引された場合、決済通貨の円換算に適用される外国為替価格の変動によってお客様の最終的な取引損益は変動します。

（流動性リスク）

原資産の取引市場又はカバー取引先の提供する流動性の低下に伴い、当社が提供する店頭デリバティブ取引における流動性が低下することがあります。また、原資産市場の取引時間外においては、流動性が低下し、スプレッドの拡大または価格変動が大きくなる場合があり、お客様の意図した条件で取引が行えないリスクがあります。

当社はお客様への取引価格の配信を停止することもあり、配信再開に至るまでの時間帯においては、取引（お客様による注文の発注及び変更並びにポジション（建玉）の確認、当社にて受注済みの注文の約定、並びに自動ロスカットの執行）の一部又は全部が停止又は遅延するリスクがあり、お客様の取引が制限される可能性があります。

また、当社が取引価格の配信を停止した場合は、停止前にお客様から受注した指値注文及び逆指値注文、並びに自動ロスカットの執行は、取引再開時の価格を基準として判定及び約定が行われます。したがって、価格配信の停止時に相場の急激な変動があった場合、お客様が指定した価格よりも大幅に乖離した価格による約定が発生する可能性もあり、また、お預けになった証拠金を超える額の損失（元本超過損）が生じる恐れもあります。なお、当社に対しカバー取

引先からカバー取引が可能な価格配信が行われた時点で、当社はお客様への取引価格の配信を再開します。

（カバー取引先リスク）

当社はお客様との取引から生じる市場リスクを減殺するため、前述のカバー取引先である Plus500 Ltd.の 1 社に対して 100%のカバー取引を行っていることから、お客様は理論上当社が Plus500 Ltd. に対して負担する取引先リスクを間接的に負うことになります。 また当社は Plus500 Ltd. を相手方としてシステムにより即時かつ自動的にカバー取引を行っておりますが、相場の急変等により、同社からのカバーレートが配信されない又は同社の財務状況が悪化するなどの理由から同社とのカバー取引を行うことができなくなる場合があります。その場合、当社ではカバー取引先からのレートを受けお客様に配信する取引価格を決定することから、お客様への取引価格の配信ができなくなります。その間は取引の約定ができないほか、すでにポジションをお持ちの場合は、その間の相場変動によっては損失が発生・拡大する可能性があり、状況によっては、お客様のポジションが強制決済されてしまうおそれがあり当該損失がお客様にお預けいただいた証拠金以上になるおそれもあります。

（取引、注文に関するリスク）

店頭デリバティブ取引において、損失を限定させるための逆指値注文は、取引価格が一方向にかつ急激に変動する場合等には有効に機能せず、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定され、不測の損失を被る可能性があります。特に、市場に大きな影響を及ぼす事象等が週末等の取引時間外に発生した場合は、直近の終値と取引再開後の始値に乖離が発生するリスクが高いため、週末を持ち越す逆指値注文の利用には注意が必要となります。

（相対取引リスク）

店頭デリバティブ取引は、お客様と当社との相対取引になります。当社がお客様に提示する店頭デリバティブの価格は、当社のカバー取引先が生成する価格を基として当社が独自に提示する価格です。そのため、提示する為替価格は他の情報（テレビやインターネット等）又は他の業者が配信する価格とは同一ではなく、それらと比較して不利な価格にて取引が成立する可能性もあります。

（金利変動リスク）

店頭 FX 取引では、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われます。二つの通貨間の金利の差に基づき、金利調整額の受払いが発生します。店頭証券 CFD 取引及び店頭商品 CFD 取引でも、ポジションを翌営業日に持ち越した場合、金利調整額の受払いが発生します。金利調整額は、各国の経済状況や金融政策等を反映しており、常に予告なく変動します。それに伴い、受払いされる金利が常に一定とは限りません。

（システムリスク）

当社の取引システム（当社のカバー取引先及び当社のシステムに関する委託先等が提供するシステムを含みます。）や入金に関するシステム、又は当社システムとお客様の端末を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取り消しや入金その他の操作が行えない可能性があります。また、取引は正常に行える場合においても、提示価格及び取引プラットフォーム上にて配信される情報の誤り又は遅延が発生し、実勢価格と乖離した価格での約定、又は約定の取消しが行われる可能性があります。これら正常ではない状態における約定等については、当社の判断により対応方法を決めます。

（レバレッジ効果によるリスク）

店頭デリバティブ取引は、レバレッジ効果（てこの作用）があり、差し入れた証拠金と比べ何倍もの大きな金額の取引が可能となります。そのため、証拠金の額と比較して、わずかな価格の変動により大きな利益を得ることが可能な半面、大きな損失を被るリスクがあります。また、お客様がお預けの証拠金を超える額の損失（元本超過損）が発生するリスクもあります。

（スリッページリスク）

スリッページとは、お客様がご利用の端末と当社取引システムとの間の通信時間差及び当社システムにおいてお客様の注文を受注した時点から約定処理を完了するまでに要する時間の差により、お客様の発注時の注文価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することをいい、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。お客様が成行注文、指値注文、逆指値注文等を行う際、取引の発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際の約定した価格との間に差が生じる場合があります。

また、注文の発注から約定に至るまでの間に取引停止時間帯（週末を含みます。）がある場合は、取引停止時と取引再開時の価格の乖離により、大きな幅のスリッページが発生するリスクがあります。取引停止時（週末の取引終了時を含みます。）に発注されており、かつ未約定で

あった全ての注文（指値、逆指値、及びロスカット執行）は、取引再開時にて、取引再開時点の価格により執行の判定が行われます。したがって、週末その他の取引時間外において相場に影響を与える事象が発生し、週末（又は取引停止時）の終値（クローズ価格）から週初（又は取引再開時）の始値（オープン価格）の間に大きな乖離が発生した場合は、スリッページが予想外に拡大する可能性がありますのでご注意ください。

（オンライン取引に関するリスク）

オンライン取引ではお客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、又は意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客様の通信機器、通信回線、その他のシステム機器等の故障・障害等により、一時的若しくは一定期間取引ができない又は注文が遅延する可能性があります。オンライン取引は、電子認証に用いられる ID（E メールアドレス）・パスワード及びパスキー等の情報が、窃盗・盗難により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

（ロスカットに伴うリスク）

お客様の有効証拠金（証拠金額に対して未決済ポジションによる差損益額を加減した額）が維持証拠金額（ポジションを維持するのに必要な証拠金額）以下となった時点にて、お客様のポジションは、お客様への事前の通知が行われることなく、自動的かつ強制的に反対売買により決済されます（ロスカット）。ただし、ロスカットは、お客様の維持証拠金の額が確保されること、又はお客様の損失を一定範囲内に限定することを保証するものではなく、相場が急激に変動した場合等は、ロスカット執行の結果によりお客様の預託した証拠金の額を上回る額の損失（元本超過損）が発生するおそれがあります。また、取引時間外である又は相場変動若しくは流動性の枯渇等の事由により、直ちにロスカットによる反対売買が執行できない場合もあり、これにより損失が拡大する可能性があります。

尚、同一口座内にノックアウトオプションと店頭デリバティブ取引に関するポジションを同時に保有し、店頭デリバティブ取引のポジションを決済した結果、口座残高が当初オプション購入代金に満たない状態となる場合があります。このときノックアウトオプションのポジションが、設定したノックアウト価格に到達する前にロスカットにより決済された場合、口座残高がマイナスになる可能性があります。

（コーポレートアクション等に起因する取引の停止リスク）

個別株 CFD 取引、ETF（上場投資信託）を原資産とする CFD 取引において、原資産にコーポレートアクション等が発生した場合は、決済期日を定めた上、新規取引を停止する場合があります。この場合において、お客様がポジションを保有しており、ポジションを決済期日までに決済されなかったときには、当該ポジションは当社が提供する最終価格で決済されます。

（取引規制にかかるリスク）

参照原資産が上場する取引所等の規制などにより、 CFD の取引を規制することがあります。また、 CFD の取引が規制された場合、未約定の新規注文が取り消されることや期日設定がされ期日超過による強制決済が発生する場合があります。

【取引開始に際する注意事項】

お客様が当社の口座開設を申請し、当社がお客様として承認するまでは、実際に取引を行うことができないことに同意するものとします。

口座開設申し込み時には、本取引説明書のほかに、当社の WEB サイトに掲載されているプライバシーポリシー、利益相反管理ポリシー、（以下、「同意書面」といいます。）の条件と共に、法令諸規則に基づき金融商品取引業者並びに商品先物取引業者としてお客様に提供すべき重要な情報が説明されています。お客様は、口座開設を申請した時点で、店頭デリバティブ取引約款その他同意書面の内容に同意したことになり、口座開設手続きが完了した時点で、お客様と当社の間で拘束力が生じるものとします。したがって、本取引説明書、店頭デリバティブ取引約款、及び当社がお客様に送付するその他の通知、書面等を読んで十分にご確認ください。

当社は、店頭デリバティブ取引約款に基づく条件及び本取引説明書で説明する事項に従って、お客様と店頭デリバティブ取引を行います。当社はお客様ご本人のみを当社のお客様として扱い、お客様は、他のいかなる人を代理人とすることなく、ご自身のみですべての取引を行っていただくことに同意いただくものとします。

金融商品取引法や商品先物取引法で定める契約締結前交付書面（本取引説明書を指します。）や、契約締結時等交付書面（取引報告書や取引残高報告等の取引関係書類を指します。）、証拠金の受領に係る書面等は、全て電磁的に交付されます。これらの書面は、Adobe Acrobat Reader（最新バージョンを推奨）等による PDF の閲覧及びダウンロード（契約締結前交付書面）、またはマイアカウントや取引プラットフォームでの閲覧及びダウンロード（契約締結時交付書面）、E メールや SMS、プッシュ通知による送付により電磁的に交付されます。

お客様は、本取引説明書、及び当社がお客様に提供したその他の通知、またはその他の書面等を十分に読んでご確認ください。

本取引説明書の記載内容を変更する場合、取引プラットフォーム上の電子通知メッセージにてお客様に通知されます。この通知後、お客様は、変更後の本取引説明書の内容を十分に読んでご確認するものとします。

本取引説明書及び店頭デリバティブ取引約款の中で理解できない点がある場合は、当社 WEB サイトの「お問い合わせ」フォーム、または、チャットからお問合せください。「お問い合わせ」フォームは、取引プラットフォームの「メニュー」→「ヘルプ」メニューからも利用できます。

主要事項の概要 – Plus500JP 証券株式会社

会社概要

お客様は当社、Plus500JP 証券株式会社に口座を開設し、当社との間で取引を行っていただきます。当社は、金融商品取引業者として、登録番号：関東財務局長（金商）第 156 号で登録され、また商品先物取引業者として主務省の許可を受け、規制されています。

利用対象者

当社が提供する店頭デリバティブ取引は、すべての人に適しているわけではなく、通常、以下の基準の一部または全部に該当する方の利用を想定しています。

- 店頭デリバティブの特性や証拠金取引に伴うリスクを理解するのに十分な知識・経験をお持ちの方
- 預託した資金の 100％の損失に耐えられる方
- 高いリスク許容度をお持ちの方
- ポートフォリオの分散を考えている方

リスクについて

店頭デリバティブ取引は、取引対象銘柄の価格が変動するため、元本が保証される取引ではありません。お客様は、店頭デリバティブ取引に伴うリスクを十分に理解し、自己の資力、取引経験、及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任と判断によりお取引いただきますようお願いいたします。店頭デリバティブ取引は、すべてのお客様に適しているとは限りません。

自己判断と自己責任について

当社は、お客様のポートフォリオまたは取引戦略に関連するいかなるアドバイスも提供しません。当社は、特定の銘柄の買付、売却、その他の取引、特定の取引の実行のメリット、税金の影響、ポートフォリオ、またはそのような投資や取引に付随するその他の権利や義務について、個人的な推奨や助言を行うことはありません。

したがって、お客様は、ご自身の判断で取引を行っていただく必要があります。

証拠金の重要性について

お客様は取引を行う前に、当社に金銭（以下「証拠金（預託証拠金）」といいます。）を預託する必要があります。この証拠金は、取引額全体に対して必要額が計算されます。これは、お客様がレバレッジ効果を使用することを意味し、お客様にとって有利にも不利にも働くことがあります。例えば、お客様に有利な値動きが、預託する証拠金に対して高いリターンをもたらす可能性がありますが、お客様に不利な値動きが、大きな損失をもたらす可能性もあります。

お客様の取引は取引所や市場において取引されるものではありません。

お客様が当社と行う取引は、取引所や市場において行われるものではなく、当社とお客様との相対取引になります。当社は、取引プラットフォーム上で行われる取引の相手方として、お客様が売り取引を申し込む際には当社が買い手となり、お客様が買い取引を申し込む際には当社が売り手となることを意味します。

第三者の代理取引は許容されておらず、すべてのお取引は、お客様ご自身の責任と判断で行っていただきます。

当社は、お客様が第三者の代理人としてではなく、取引の当事者として行動することを前提に、お客様と取引します。これは、お客様が、行った取引に対して義務を履行する責任を有していることを意味します。

ご利用費用

お客様が取引プラットフォームを使用して取引を行う場合、前述したスプレッド、ノックアウトプレミアム、手数料、及びその他の費用が発生する場合があります。これらの費用は、お客様の取引純利益を減少させ、損失を増加させる可能性があります。

苦情について

当社は、苦情を真摯に受け止め、当社が受けた苦情が迅速かつ公平に処理されるよう、社内手続きを設けています。苦情を申し立てる場合は、当社にご連絡ください。 詳細については、本取引説明書の第 5 部「金融商品取引業者及び商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決」をご参照ください。

資産の保全

当社は、お客様からお預かりしている資産をファースト信託株式会社において、当社の固有財産と分離し、信託財産として管理しています。当社の信用状態が悪化し、支払い不能の状態となった場合には、ファースト信託株式会社から受益者代理人へ直近の信託額算出時点での信託財産が返還され、ファースト信託信託口に預託された信託財産より委託者資産に応じて案分された金額が、返還されます。ただし信託による管理は、取引自体の元本を保証するものではなく、ファースト信託株式会社は資金の管理のみを行い、お客様の資産の返還を保証するものではありません。また、信託必要額は営業日ごとに算定していますが、当該算定を行った日から 2 営業日後に差替えを行うため、算定日における区分管理必要額及び保全対象財産と信託財産の金額は一致しません。当社では、算定日から差替え日までの間のお客様の資産は、当社の固有財産とは分離して管理しております。

解約について

(1) お客様は、書面、E メール、またはチャットを通じて当社に通知することにより、店頭デリバティブ取引約款に基づく契約を終了し、お客様の口座を閉鎖することができます。 (2) お客様もしくは当社のいずれかが店頭デリバティブ取引約款に基づく契約を解除し、口座を閉鎖した場合、すべての未決済ポジションは、お客様または当社によって取引プラットフォームの実勢価格で決済され、何らかの理由で原資産の取引

市場が閉鎖されている場合は、当該市場が再開した時点で得られた価格で決済されます。すべての未約定注文はキャンセルされ、新たな注文を受け付けません。すべての預託証拠金は、お客様の登録金融機関口座に返金されます。(3) 当社は、お客様が店頭デリバティブ取引約款に基づく契約に違反しているか否かにかかわらず、当社の独自の裁量でお客様の口座を閉鎖することができます。未決済の取引または注文は、上記(2) 項に従って決済、注文キャンセルされます。

第 1 部 - 利用者登録とソフトウェア

1. 取引プラットフォームの利用制限

1.1. 当社が提供する店頭デリバティブ取引を行うプラットフォーム（以下「本取引プラットフォーム」といいます。）は、下記の方に対してご利用いただくことを目的としています：

1.1.1. 満 20 歳以上 80 歳未満（75 歳以上は追加書類の提出が必要）の行為能力を有する個人（成年被後見人、被保佐人、被補助人を除く。）

1.2. 本取引プラットフォーム及び当社が提供するその他のサービスは、日本に居住する方のみご利用いただけます。（日本に在住のお客様のみ申込み可能です。）

2. 取引プラットフォーム利用上のご注意

2.1. お客様による店頭デリバティブ取引約款の違反または違反の可能性がある場合、速やかに当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、当社の合理的な判断により、いかなる取引も無効となる場合があります。

2.2. 店頭デリバティブ取引約款に従い、お客様はその個人的な利用のためにのみ本取引プラットフォームをインストールし使用してください。何らかの理由で取引口座が閉鎖された場合、本取引プラットフォームは使用できなくなります。

2.3. 第三者ソフトウェアが本取引プラットフォームに含まれる場合、当該第三者ソフトウェアは店頭デリバティブ取引約款の条項に従って提供されます。お客様は、当社が随時お客様に提供する第三者ソフトウェアのライセンス条件を完全に遵守してください。当社は、第三者ソフトウェアまたはそこで提供される情報に対するサポートを提供しませんので、ご注意ください。

2.4. お客様の責任において、適切なコンピュータハードウェア、オペレーティングシステム、十分なバックアップ手段、適切なウイルス保護、セキュリティチェック、及び関連するソフトウェアを設置し、適切に動作するように維持し、取引プラットフォームへの損害や不正なアクセスを防止する必要があります。

2.5. 本取引プラットフォームにおいて問題が発生した場合、または修正、設計変更、改良の提案がある場合は、当社は「店頭デリバティブ取引約款の電子取引に関する付帯条項「３．当社からの通知について」」に従って書面、E メール等にてお知らせします。

2.6. 当社は、本取引プラットフォームの一部を追加、修正、または削除することがあり、その場合、当社は、本取引プラットフォームの一部を実用的に同等のものと置き換えることがあります。

2.7. お客様が日本国外から本取引プラットフォームにアクセスしようとした場合、アクセスが許可されず、ポジションを新しく建てたり、既存のポジションを決済できない可能性があります。

3. アカウント認証

3.1. お客様が取引口座に初めて、また、一定期間を経過してアクセスする際、お客様はアカウント認証情報を入力するよう求められますが、これらの情報は機密情報であり、お客様のみが使用するものとします。

3.2. お客様は、アカウント 認証情報を適切に管理し、お客様以外の者が使用できないようにしてください。

3.3. お客様は、アカウント認証情報が何らかの形で漏洩したこと、または第三者が本取引口座にアクセスできる可能性があることを認識した場合、直ちに当社にご通知ください。

3.4. 当社は、セキュリティ違反の可能性があると判断した場合、お客様にアカウント認証情報の変更を要求し、またはお客様の取引口座へのアクセスを一時停止することがあります。

3.5. お客様は、お客様のアカウント認証情報をご自身で管理し、過失等により第三者がアカウント認証情報を使用して取引口座へのアクセスすることがないようにしてください。アカウント認証情報の紛失、盗難、またはお客様以外の使用を認識した場合、直ちに当社にご通知ください。

4. データ登録

4.1. 当社のお客様となり、本取引プラットフォームを利用するためには、お客様情報を当社に申告していただく必要があります。

4.2. お客様の個人情報、資産状況に変更があった場合は、本取引プラットフォームにある「お問い合わせ」フォーム、または、チャットを通じて当社までご連絡ください。

4.3. 当社が適切と判断した場合、信用調査及びその他の調査（身元確認、詐欺防止調査、お客様の現在及び過去の投資活動に関する調査を含みますが、これに限定されません）を随時実施することがあります。

4.4. 当社は、登録データに違法行為または不適切な点があることを認識した場合、お客様の取引口座を停止することがあります。このような事態が発生した場合、当社は出金手続きを保留し、お客様からその後の依頼指示を受けることができない場合があります。

5. 適切性の判定

5.1. お客様から申告いただく情報は、当社のサービスがお客様にとって適切であるかどうかを当社が審査するためのものです。

5.2. 当社は、お客様からご申告いただいた情報が、明らかに古く、不正確または不完全なものでない限り、お客様からご申告いただいた情報に基づき審査します。当社は、その情報に基づいて、お客様の知識、経験、適切さを審査します。

5.3. お客様は、口座開設手続きの一環として、当社が店頭デリバティブ取引を行うにあたり適切かどうかを判断するための情報を提供していただきます。本取引がお客様の取引に関する経験や知識のレ

ベルに対して適切でないと判断した場合、当社はお客様に通知し、取引口座の開設をお断りする場合があります。

5.4. お客様が適切性を評価するために必要な情報を提供いただけない場合、またはお客様が不十分な情報を提供した場合、当社は本取引がお客様にとって適切かどうかを判断することができないため、お客様の取引口座開設の申込みをお断りすることがあります。

6. 個人情報保護方針

6.1. 当社は、当社の WEB サイト上で閲覧可能な当社の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に従って、お客様の個人データを収集し、使用します。この個人情報保護方針に同意いただくことにより、お客様は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）にいう個人情報を当社に提供することになります。個人情報保護方針を十分に読んでご確認ください。

7. 各種交付書面の電磁的方法による交付等

7.1. 当社は、お客様の取引口座情報及び取引に関するご連絡を、E メール、SMS、プッシュ通知や取引プラットフォーム上で行います。当社は、アカウント認証情報を使用し、取引プラットフォームにてお客様の資金及びお客様の口座のすべてのお取引内容を表示します。

7.2. お客様は、期間を指定して、日次、月次、年次報告書、及び執行された各取引の報告書をプラットフォーム上、または、ご登録 E メールアドレス宛に PDF を送付しご確認いただけます。最新の取引報告書は、お客様の取引口座で何らかの取引が行われた後、営業日毎に作成され、取引口座状況、及び、決済注文、オープンポジション、未約定注文がご確認いただけます。

第 2 部 - 店頭デリバティブ取引の仕組み、及び取引の方法

8. 取引口座・取引銘柄及び必要証拠金・取引価格・調整額

8.1. 取引口座

8.1.1. 当社の取引口座には、FX 口座、株価指数 CFD 口座、個別株 CFD 口座、バラエティ CFD 口座、商品 CFD 口座があります。
店頭証券 CFD 取引を行う口座を開設されたお客様に対し、当社は「株価指数 CFD 口座」、「個別株 CFD 口座」、「バラエティ CFD 口座」（以下「証券 CFD 口座」といいます）を設定します。

8.1.2. FX 、株価指数 CFD 、個別株 CFD、バラエティ CFD 口座、及び商品 CFD 口座は、それぞれ区別して、証拠金や決済損益、未実現損益、証拠金不足によるロスカット、取引履歴などを管理します。そのため、他の口座に余剰資金がある場合でも、資金が不足した口座に自動で充当されることはなく、ロスカットによる強制決済が行われる場合があります。口座間の資金移動はお客様の指示により行います。

8.2. 取引銘柄及び必要証拠金

取引可能な通貨ペア・銘柄は、当社 WEB サイト及び本取引プラットフォームにてご確認ください。

各通貨ペア・銘柄の最低取引単位は、取引プラットフォームの銘柄詳細でもご確認いただけます。また、一部の通貨ペア・銘柄には、標準取引及び大口取引があります。同一の通貨ペア・銘柄であっても、取引区分により取引条件が異なる場合があります。

8.2.1. 店頭 FX 取引

1. 店頭 FX 取引とは、外国為替証拠金取引をいいます。
2. 店頭 FX 取引の必要証拠金額は、想定元本の額に対して 4 %を下限として当社が定める比率の円価格です。
3. 金利調整額適用時間にポジションを保有していた際、金利調整額の受払いが生じます。

8.2.2. 証券 CFD 取引

8.2.2.1. 株価指数 CFD 取引

1. 株価指数 CFD 取引とは、株価指数及び株価指数に対し連動するよう運用される ETF を原資産とする CFD 取引をいいます。
2. 株価指数 CFD 取引の必要証拠金額は、想定元本に対して 10%を下限として当社が定める比率の円価格です。
3. 株価指数 CFD 取引における各銘柄の価格は、対象となる原資産の市場価格に連動します。
4. 金利調整額適用時間にポジションを保有していた際、金利調整額の受払いが生じます。原資産の先物が期日を超えた場合、限月間の取引価格の差を調整する目的で価格調整額の受払いが生じます。また、 原資産にて分配金等による調整が必要となる場合、配当等権利付最終日の取引終了時点でポジションを保有していた際、権利調整額の受払いが生じます。

8.2.2.2. 個別株 CFD 取引

1. 個別株 CFD 取引とは、国内外の株式を原資産とする CFD 取引をいいます。
2. 個別株 CFD 取引の必要証拠金額は、想定元本の 20%を下限として当社が定める比率の円価格です。
3. 個別株 CFD 取引における各銘柄の価格は、対象となる原資産の市場価格に連動します。
4. 毎金利調整額適用時間にポジションを保有していた場合、金利調整額の受払いが生じます。また、 原資産にて配当等のコーポレートアクションが発生した場合、配当等権利付最終日の取引終了時点でポジションを保有していた際、権利調整額の受払いが生じます。

8.2.2.3. バラエティ CFD 取引

1. バラエティ CFD 取引とは、株価指数 CFD 取引及び個別株 CFD 取引の対象とならない有価証券等（レバレッジ型 ETF、インバース型 ETF 等）を原資産とする CFD 取引をいいます。
2. バラエティ CFD 取引 の必要証拠金額は、想定元本に対して 20%を下限として当社が定める比率の円価格です。

3. バラエティ CFD 取引における各銘柄の価格は、対象となる原資産の市場価格に連動します。

4. 金利調整額適用時間にポジションを保有していた場合、金利調整額の受払いが生じます。また、原資産にて配当等のコーポレートアクションが発生した場合、配当等権利付最終日の取引終了時点でポジションを保有していた際、権利調整額の受払いが生じます。

8.2.3. 商品 CFD 取引

1. 商品 CFD 取引とは、商品取引所で形成される先物価格や現物取引のスポット価格を参照原資産とする CFD 取引をいいます。

2. 商品 CFD 取引 の必要証拠金額は、想定元本に対して 5%を下限として当社が定める比率の円価格です。

3. 商品 CFD 取引における各銘柄の価格は、対象となる原資産の市場価格に連動します。

4. 金利調整額適用時間にポジションを保有していた場合、金利調整額の受払いが生じます。また、原資産の先物が期日を超えた場合、限月間の取引価格の差を調整する目的で価格調整額の受払いが生じます。

8.3. 取引価格

① 当社がお客様に提示する取引価格は、当社のカバー取引先から配信された取引価格を参考に、当社所定の基準に従い、当社が独自に提示する取引価格です。

② 当社はお客様にビッド（売値）とアスク（買値）を同時に提示しますが、お客様はビッドで売り注文を、アスクで買い注文を行うことが可能です。

③ ビッドとアスクには値差（スプレッド）があり、スプレッドの分だけアスクの取引価格はビッドの取引価格よりも高くなっています。

④ スプレッドは流動性や市場環境の急変などにより変動する場合があります。また、一部の通貨ペア・銘柄における標準取引及び大口取引については、同一の通貨ペア・銘柄であっても適用されるスプレッドが異なる場合があります。

8.4. 調整額について

8.4.1. 金利調整額

お客様が保有するポジション（＝未決済ポジション）を決済しない場合、当社はお客様のポジションの決済期限をその翌営業日に繰り延べるロールオーバーを行います。店頭デリバティブ取引においてポジションを翌日に持ち越すロールオーバーの処理を行う場合、取引している各通貨国固有の金利差額を調整する目的で金利調整額の受払いを行います。金利調整額については、次の点にご留意ください。

① 金利調整額は各通貨の金利及び取引価格の変動により、日々変動します。

② 金利調整額の受払いは、金利情勢により逆転する可能性があります。

③ 金利調整額の受取額と支払額にはスプレッドがあります。同一通貨ペアの受け取りと支払いの金利調整額においても対称とはなりません。

④ 各通貨国固有の金利差が小さい場合、売りポジション、買いポジションともに支払いとなる場合があります。

8.4.2. 権利調整額

CFD 取引の参照原資産の個別株等において、配当金・分配金の受払いが発生した場合、保有する CFD ポジションにおいて、配当金・分配金相当額を権利調整額として受け払いします。買いポジションを保有する際は、権利調整額を受け取ることができますが、売りポジションを保有する際は、権利調整額を支払うことになります。当社はカバー先との間で行われる権利調整額を基にお客様との間でも権利調整額の受払いを行うことから、調整金額や受払いのタイミングについて責任を負いません。

8.4.3. 価格調整額

先物を原資産とする CFD 取引の取引価格は、原資産が期日を迎えた場合、参照する原資産価格が翌限月の価格に切り替わります。そのため、先物を原資産とする CFD ポジション（＝未決済ポジション）を原資産の期日を超えて保有する場合、限月間の取引価格の差を調整する目的で価格調整額の受払いを行います。

9. 注文

9.1. 注文の種類

注文には、次の種類があります。

注文の種類	説明
成行注文	お客様が取引銘柄の別、取引の数量、及び注文の種類（売買の別）のみ指定し、価格を指定せずに、任意のタイミングで売買する注文であり、当社システムで受け付けた（受注）順に執行します。約定は、実際に注文を約定処理する時点において当社が約定に用いる価格（当社がカバー取引先から配信を受けた価格を基準として生成した価格、以下「当社基準価格」といいます。）にて行われます。 当社がカバー取引先から配信を受ける価格は、カバー取引先が取引を行なう複数の金融機関等が提示する価格から形成されており、最新かつ最良の価格を基に生成されています。（以下「最良価格」といいます。以下同じです。） お客様への配信価格は、当社システムより配信されてから、お客様の端末にて実際に画面に表示されるまでの間には、通信に伴う時間差が生じます。 《スリッページについて》 お客様が成行注文を行う際、お客様の発注時に取引画面に表示している価格と、実際の約定価格との間に価格差が生じる場合があります。この価格差は、お客様の端末と当社システムとの間の通信に伴う時間、及び当社システムにおいて約定処理にかかる時間によって生じ、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客

	様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もあります。当システムでは、スリッページの許容幅の設定は出来ず、お客様からの注文は全て、当社システムへ到達後に約定処理される時点における当社基準価格（最良価格）にて約定処理されます。
取引開始時成行注文	お客様が取引時間外における任意のタイミングで取引銘柄の別、取引の数量、及び売買の別のみを指定し、価格を指定せずに行う注文方式で、新規注文としてのみに利用可能で、決済注文にはご利用いただけません。当社システムで受け付けた（受注）後、対象銘柄の取引時間開始後に始値にて注文を執行します。約定は、実際に注文を約定処理する時点での当社基準価格にて行われます。 取引開始時成行注文は、対象銘柄の取引時間が開始後の始値で約定するもので、市場のボラティリティが高い場合や流動性が低下している場合、またはスプレッドの拡大、取引時間外の間に報道されるニュースや経済指標の発表、企業の重要な発表等により価格ギャップが発生した場合等には、直前の取引可能時間帯における終値に比べて、発注した取引開始時成行注文の約定価格となる始値が大きく変動している可能性があり、その結果として、お客様の注文時に想定していたレートと、実際の約定レートとが大きく乖離する場合があります。 このほか、保有している他のポジションにおける損益が減少する等し、取引時間開始時の余剰証拠金額が、発注済みの取引開始時成行注文の約定に係る必要証拠金額に満たない場合は、当該取引開始時成行注文は失効します。 また、取引開始時成行注文に IF DONE 注文または IF DONE OCO 注文により決済注文を付与している場合において、当該取引開始時成行注文の約定価格となる始値が、付与した決済注文の指定価格を超える価格（買い注文取引における売り決済指値を上回る価格または売り決済逆指値を下を上回る価格、もしくは売り注文取引における買い決済指値を下回る価格または買い決済逆指値を上回る価格）となる場合についても、同様に当該取引開始時成行注文は失効します。 当社がカバー取引先から配信を受ける価格は最良価格を基に生成されています。お客様へ配信する価格は最良価格でありますが、当社システムより配信されてから、お客様の端末にて実際に画面に表示されるまでの間には、通信に伴う時間差が生じます。 お客様は、これらの市場環境に起因するレート変動および約定結果の差異について、当社が責任を負わないことをあらかじめご理解のうえ、ご利用ください。

	なお、取引開始時成行注文は、ノックアウトオプション取引では発注できません。
指値注文	買いたい（又は売りたい）価格を指定して注文する方法であり、買いたい場合は現在の価格よりも低い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格よりも高い価格を指定し、注文時点より有利な価格で約定することを期待する注文。当社システムでは、提示価格（当社基準価格）が指定価格に達した時点で成行注文が発注されます（当社基準価格がお客様の指定した価格に達した時点をトリガーとして、成行注文が発注されます）。 先物を原資産とする銘柄を取引する際、原資産が期日を迎えた場合、参照する原資産価格が翌限月に切り替わるため、限月間の取引価格の差を調整する価格調整が行われます。それに伴い、指値注文価格が価格調整率相当額分*変更されます。指値注文価格の変更は、限月乗換え後もお客様にて変更することが可能です。 個別株 CFD 銘柄において、株式分割や株式併合がなされる基準日に当該銘柄に係る指値注文が出されていた場合、分割比率又は併合比率に応じて指値注文価格が変更されます。 **新規指値注文の場合、当該注文の有効期限は 90 日間となります。有効期限内に注文が成立しない場合は、当該注文は自動的にキャンセルとなります。** **指値注文は、お客様が指定した価格では約定しない場合があり、お客様にとって有利又は不利となるスリッページが発生する可能性があります。** 相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もありますのでご注意ください。 ※為替相場急変時や、週末終値と週初始値の乖離には特にご注意ください。
逆指値注文	指値注文と同様に価格を指定して行う注文ですが、指値注文とは異なり買いたい場合は現在の価格より高い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格より低い価格を指定します。逆指値注文は、提示価格（当社基準価格）が指定価格に達した時点で成行注文が発注されます。（当社基準価格がお客様の指定した価格に達した時点をトリガーとして、成行注文が発注されます。）したがって、成行注文及び指値注文と同様に、スリッページが発生する場合があります。 先物を原資産とする銘柄を取引する際、原資産が期日を迎えた場合、参照する原資産価格が翌限月に切り替わるため、限月間の取引価格の差を調整する価格調整が行われます。それに伴い、逆指値注文価格が価格調整率相当額分*変更されます。逆指値注文価格の変更は、限月乗換え後もお客様にて変更することが可能です。

	個別株 CFD 銘柄において、株式分割や株式併合がなされる基準日に当該銘柄に係る逆指値注文が出されていた場合、分割比率又は併合比率に応じて逆指値注文価格が変更されます。 **新規逆指値注文の場合、当該注文の有効期限は 90 日間となります。有効期限内に注文が成立しない場合は、当該注文は自動的にキャンセルとなります。** **逆指値注文は、お客様が指定した価格では約定しない場合があり、お客様にとって有利又は不利となるスリッページが発生する可能性があります。** 相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もありますのでご注意ください。 ※為替相場急変時や、週末終値と週初始値の乖離には特にご注意ください。
ノンスリップ注文	ノンスリップ注文は、お客様が指定した決済逆指値注文価格での約定を保証する注文方法で、新規発注時にのみ設定することができます。 先物を原資産とする銘柄を取引する際、原資産が期日を迎えた場合、参照する原資産価格が翌限月に切り替わるため、限月間の取引価格の差を調整する価格調整が行われます。それに伴い、ノンスリップ注文価格が価格調整率相当額分*変更されます。ノンスリップ注文価格の変更は、限月乗換え後もお客様にて変更することが可能です。 個別株 CFD 銘柄において、株式分割や株式併合がなされる基準日に当該銘柄に係るノンスリップ注文が出されていた場合、分割比率又は併合比率に応じてノンスリップ注文価格が変更されます。 お客様は、新規注文と決済逆指値注文を設定し、新規注文が成立した時点でノンスリップ注文が有効となります。対象銘柄が取引可能な時間にノンスリップ価格を変更することができます。 ノンスリップ注文が有効になった時点で、ノンスリップレートに取引数量とポイントバリュー、円換算レートを乗じた額が手数料として徴収されます。なお、成行注文等、ノンスリップ注文以外の方法でポジションを決済された場合でも手数料は返還されません。ノンスリップレートは、発注画面で確認出来ます。
トレール注文	逆指値による決済注文において、逆指値の指定価格を対象銘柄の価格変動に連動させる値幅を設定することにより、指定価格が自動的に修正される注文方法です。 連動する値幅をトレール幅として設定することで、価格が有利に変動した際に、相場の変動（上昇・下落）を追跡して設定した値幅に従い、自動的に決済注文価格が有利な価格に変更されます。

	相場が不利な方向に動いた場合、決済価格は変更されず、最後に変更された価格に留まります。 先物を原資産とする銘柄を取引する際、原資産が期日を迎えた場合、参照する原資産価格が翌限月に切り替わるため、限月間の取引価格の差を調整する価格調整が行われます。それに伴い、トレール注文の逆指値価格が、価格調整額相当分変更されます。 個別株 CFD 銘柄において、株式分割や株式併合がなされる基準日に当該銘柄に係るトレール注文が出されていた場合、分割比率又は併合比率に応じてトレール注文の逆指値注文価格及びトレール幅が変更されます。
OCO 注文	条件を指定した二つの注文を同時に出し、片方の注文の条件が成立 したら、もう一方の注文が自動的にキャンセルされる注文です。新規注文では利用できず、決済注文のみ可能です。 先物を原資産とする銘柄を取引する際、原資産が期日を迎えた場合、参照する原資産価格が翌限月に切り替わるため、限月間の取引価格の差を調整する価格調整が行われます。それに伴い、指値注文価格と逆指値注文価格が価格調整率相当額分*変更されます。指値注文価格と逆指値注文価格の変更は、限月乗換え後もお客様にて変更することが可能です。 個別株 CFD 銘柄において、株式分割や株式併合がなされる基準日に当該銘柄に係る未約定注文が出されていた場合、分割比率又は併合比率に応じて未約定注文価格が変更されます。
IF DONE 注文	新規にポジションを保有するための条件を指定した注文と、当該新規注文が成立した時点で有効となる決済注文をセットで行う注文です。 先物を原資産とする銘柄を取引する際、原資産が期日を迎えた場合、参照する原資産価格が翌限月に切り替わるため、限月間の取引価格の差を調整する価格調整が行われます。それに伴い、新規指値または逆指値注文価格（注文している場合）と決済指値注文または決済逆指値注文価格が価格調整率相当額分*変更されます。当該注文価格の変更は、限月乗換え後もお客様にて変更することが可能です。 個別株 CFD 銘柄において、株式分割や株式併合がなされる基準日に当該銘柄に係る未約定注文が出されていた場合、分割比率又は併合比率に応じて未約定注文価格が変更されます。
IF DONE OCO 注文	新規にポジションを保有するための条件を指定した注文と、当該新規注文が成立した時点で有効となる決済のための OCO 注文をセットで行う注文です。 先物を原資産とする銘柄を取引する際、原資産が期日を迎えた場合、参照する原資産価格が翌限月に切り替わるため、限月間の取引価格の差を調整する価格調整が行われます。それに伴い、新規指値または逆指値注文価格（注文がある場合）と決済

	指値注文、決済逆指値注文価格が価格調整率相当額分*変更されます。当該注文価格の変更は、限月乗換え後もお客様にて変更することが可能です。 個別株 CFD 銘柄において、株式分割や株式併合がなされる基準日に当該銘柄に係る未約定注文が出されていた場合、分割比率又は併合比率に応じて未約定注文価格が変更されます。
部分決済注文	保有するポジションのうち、任意の数量を指定してポジションの一部を決済する注文です。部分決済注文にて指定可能な数量は各銘柄にて設定された取引単位の倍数となります。
一括決済注文	指定した同一銘柄のポジションを一括で決済する注文方法です。指定された銘柄のポジションは、各ポジションに付されたポジション ID に基づき昇順にて決済が行われます。そのため、各ポジションにより決済価格が異なる場合があります。尚、一括決済注文にて決済されるポジションは指定された銘柄の全てのポジションであり、指定された銘柄における買いポジション及び売りポジションを区別することはありません。

※成行、指値、逆指値等の注文は、お客様の端末において提示されたとおりの価格にて約定することが保証されているものではなく、市場の急変又は約定処理若しくは通信上のタイミングによって、提示価格と約定価格とに差（スリッページ）が生じる場合があります。

※ポジション ID は原則として建玉日時の古い順に付されますが、建玉の一部のみの決済を行った際には当該決済執行後の残余部分の建玉について新たにポジション ID が付されるため、建玉日時の順とポジション ID の順が異なる場合がありますのでご注意下さい。

※先物を原資産とする銘柄の場合、限月の乗り換えにより注文価格に調整がはいります。

* 価格変動率相当額の計算方法：

((限月乗換え後の価格 - 限月乗換え前の価格) / 限月乗換え前の価格) × 100 = 価格変動率

指値注文の場合：指値価格 + (指値価格 × 価格変動率) = 限月乗換え後の指値価格

逆指値価格の場合：逆指値価格 + (逆指値価格 × 価格変動率) = 限月乗換え後の逆指値価格

9.2. 注文方法

本取引の売買注文は、インターネットを利用したオンラインによる受注のみとし、電話、FAX、その他の方法による受注は一切受け付けません。お客様は、当社の提供する取引プラットフォームを使用して次の事項を指定し、その内容を確定させることにより発注することができます。

① 取引を行う銘柄
② 注文の種類（上記の成行注文、指値注文、逆指値注文等）
③ 「売り」又は「買い」の別
④ 「新規」又は「決済」の別
⑤ 取引数量
⑥ 価格（指値注文、逆指値注文等の場合のみ）
⑦ 上記のほか、当社の定める事項

9.3. 注文の受付及び約定

お客様が注文の入力及び発注を行った後、当社が当該データを受信した時点で注文の受付けとなります。その後、当システムによる自動発注にてカバー取引を成立後、お客様との約定を行います。当社がお客様の注文を受注した場合、原則として遅滞なく約定させるよう努めますが、原資産市場の流動性の低下等により、約定に時間を要する場合があります。このような場合、本取引では時間優先の原則により約定処理をいたします。したがって、同じ価格の注文であっても、成立する注文と不成立となる注文が生じる場合があります。また、急激な価格変動等により、お客様が発注した時点の価格と当社のサーバーで当該注文を受信した時点の価格が大幅に乖離した場合や、流動性の極端な低下等により、注文が成立しない場合があります。

9.4. 注文の変更・取消し

注文の変更・取消しは以下の通りです。

① 約定前の注文（指値注文等）は変更・取消しが可能です。

② 決済のための指値注文等は、対象ポジションが成行注文等により決済された場合には、自動的に取り消されます。

③ 取引時間外（週末を含みます。）には、注文の変更・取消しを行うことができません。

④ 新規指値注文及び新規逆指値注文の場合、当該注文の有効期限は 90 日間となります。有効期限内に注文が成立しない場合は、当該注文は自動的にキャンセルとなります。

9.5. 決済期限、契約の終了について

本取引は、ロスカットによる強制決済の場合を除き、お客様が決済の指示をされるまでポジションを繰り越す（金利調整額の受払いによってポジションを翌日に持ち越すロールオーバー、ならびに、先物を原資産とする CFD 取引の場合、価格調整額の受払いをすることによって、ポジションを持ち越すロールオーバー。）ため、決済期限はありません。また、取引時間内に反対売買することにより、ポジションの決済はいつでも可能です。なお、ポジションが存在する状態で口座の解約等により契約を終了させる場合、残存ポジションは当社の通知により、当社の任意で決済されます。

9.6. 取引手数料

取引手数料は、ノンスリップ注文を除き、新規・決済ともに無料です。 ただし、取引価格にはスプレッドがあり、これがお客様の負担する取引コストとなります。

ノンスリップ注文には、ノンスリップレートに取引数量とポイントバリュー、円換算レートを乗じた額が手数料としてかかり、当該手数料は取引口座の残高から差し引かれます。

9.7. 受渡について

本取引では、受渡取引はできません。差金決済によるお取引のみとなります。ポジションは、反対売買による決済により、手仕舞うことができます。

9.8. 決済に伴う損益の授受

反対売買による決済の結果生じた損益は、下記の計算式により算出し、証拠金から清算されます。

《決済通貨が日本円である取引銘柄》約定価格差×取引数量 × ポイントバリュー +各種調整額*

《決済通貨が日本円以外の取引銘柄》約定価格差×取引数量 × ポイントバリュー ×円換算レート+各種調整額*

*各種調整額とは、金利調整額、権利調整額、価格調整額を指します。

決済の結果生じた 1 円未満の損益に関しましては、当社において 1 円未満の利益は切り捨て、1 円未満の損失は切り上げとします。

※約定価格差とは、売り約定値から買い約定値を差し引いた差額の事です。

9.9. 取引に起因する債務の履行の方法

本取引にて発生したお客様の債務の履行は、必要額を日本円にて取引口座に入金する方法に限ります。

9.10. ロスカット

9.10.1. 値洗いについて

本取引では、リアルタイムにて、お客様の取引口座における未決済ポジションの値洗い（時価評価）を行います。値洗いは、買いポジションに対してはビッド価格で、売りポジションに対してはアスク価格で評価します。

9.10.2. ロスカットについて

上記の値洗いの結果、有効証拠金の額が維持証拠金の額以下となった場合、（証拠金維持率（=有効証拠金÷維持証拠金×100）が 100%以下になった場合）、お客様の未決済ポジションが、維持証拠金が小さいポジションから順に、証拠金維持率が 100%を上回るまで、自動的に成行注文による反対売買により決済されます。この一連の処理をロスカットと呼び、お客様の資産を保全することを目的とした制度ですが、市場の動向により、お客様が預託された証拠金を超える損失が生じる可能性があります。ロスカットについては以下にご留意ください。

① ロスカットは、お客様への事前の通知無く行われます。
② 事前の通知が無く必要証拠金の額が変更され、ロスカットとなる場合があります。
③ ロスカット取引は、ロスカットライン（証拠金維持率 100%）に達した時点で成行にて反対売買されるため、流動性が極端に低下している場合などでは、ロスカットの判定と強制決済にタイムラグが生じ、損失が拡大する可能性があります。
④ ロスカットによって反対売買が行われた結果、お客様に債務が生じた場合は、お客様は当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行う必要があります。

10. 証拠金

10.1. 証拠金に関する用語

名称	内容
残高	入出金並びに確定損益を反映させた、お客様の資金残高
有効証拠金	「残高」に、全てのポジションの未確定損益総額を加減算した、お客様の資金残高の時価評価額であり、リアルタイムに算出されます。
必要証拠金	銘柄毎の取引をするために必要な証拠金

維持証拠金	ポジションを維持するために必要な証拠金
余剰証拠金	有効証拠金から必要証拠金を控除した額であり、余剰証拠金の範囲で新たなポジションを保有したり、出金したりすることが可能です。 余剰証拠金＝有効証拠金－必要証拠金（オプション購入代金を含む）

※お客様の取引口座の状況により、ご希望額の出金ができない場合がありますので、予めご了承ください。

10.2. 必要証拠金の金額

必要証拠金の額は、想定元本に対し、FX 口座は 4%以上、株価指数 CFD 口座は 10%以上、個別株 CFD 口座、バラエティ CFD 口座は 20%以上、商品 CFD 口座は 5%以上が必要となります。

① 必要証拠金の額は、予告なく変更される場合があります。

② 上記の変更により、有効証拠金がポジションを維持するために必要な金額を満たさない場合、お客様に事前に通知することなく、ロスカットによりポジションが決済されます。

10.3. 証拠金の通貨及び有価証券等の代用

証拠金は日本円のみの取扱いとし、外貨及び有価証券の代用はできません。

10.3.1. 証拠金の差入れ

店頭デリバティブ取引の注文をするときは、 第 10.2.項 の必要証拠金額以上の額を、ノックアウトオプション取引の注文をするときは、オプション購入代金以上の額を当社に差し入れて下さい。

10.3.2. 必要証拠金

必要証拠金は、銘柄毎に異なりますので、取引プラットフォーム上でご確認ください。

10.3.3. 出金可能額

有効証拠金から必要証拠金を差し引いた額の範囲内で、引き出すことができます。

10.3.4. 評価損益及び金利調整額の取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及びポジションのロールオーバーに伴い発生する金利調整額は、有効証拠金に加算又は減算されます。

10.4. 証拠金の要件

それぞれの商品種別（ FX 口座、株価指数 CFD 口座、個別株 CFD 口座、バラエティ CFD 口座、商品 CFD 口座）毎に証拠金を預託する必要があります。

10.4.1. 取引を開始するために、お客様は取引口座に証拠金を預託する必要があり、取引を継続するためには、お客様の取引口座の有効証拠金額が維持証拠金額以上である必要があります。銘柄毎に必要証拠金は異なり、取引金額に対する必要証拠金の額の割合（証拠金率）は予告なく変更される場合があります。各銘柄の証拠金要件は取引プラットフォームにてお客様ご自身でご確認ください。

10.4.2. 両建てとなる取引（同一銘柄の買いポジションと売りポジションを同時に保有する取引）を行うことは可能ですが、両建てとなる取引を行った際、買いポジションと売りポジションのそれぞれに必要証拠金がかかります。
両建てとなる取引は、買いポジション、売りポジション双方に証拠金が必要になること、スプレッドを二重に負担することや、金利調整額に逆ザヤを生じることから、経済的合理性を欠く取引であり、推奨いたしません。

10.4.3. マージンコールアラートは、お客様の証拠金維持率が低下し、追加で証拠金を入金いただく、もしくは保有するポジションの決済をする必要が生じる可能性があることをお知らせする機能です。当社が指定した証拠金率は、予告なしに変更されることがあります。有効証拠金額及び保有ポジションに対する維持証拠金額は取引プラットフォームにてお客様ご自身でご確認ください。

10.4.4. お客様からご申告いただいた投資可能額を超える入金はできません。維持証拠金要件を満たすためには、新たに証拠金を入金する方法の他、未決済ポジションを決済することで維持証拠金を減額させる方法もあります。

10.4.5. FX 取引に係る証拠金、および当該取引について反対売買を行った場合の差損益金その他授受については「FX 口座」において処理されます。

10.4.6. 株価指数 CFD の取引に係る証拠金、および当該取引について反対売買を行った場合の差損益金その他授受については「株価指数 CFD 口座」において処理されます。

10.4.7. 個別株 CFD の取引に係る証拠金、および当該取引について反対売買を行った場合の差損益金その他授受については「個別株 CFD 口座」において処理されます。

10.4.8. バラエティ CFD の取引に係る証拠金、および当該取引について反対売買を行った場合の差損益金その他授受については「バラエティ CFD 口座」において処理されます。

10.4.9. 商品 CFD の取引に係る証拠金、および当該取引について反対売買を行った場合の差損益金その他授受については「商品 CFD 口座」において処理されます。
※以下、「FX 口座」、「株価指数 CFD 口座」、「個別株 CFD 口座」、「バラエティ CFD 口座」、「商品 CFD 口座」のように、原資産の商品区分に従い、当該商品区分にかかる取引を行うために設定する口座（勘定）を、「商品区分口座」と称します。
新規注文を行うときは、あらかじめ、当社が定める必要証拠金の額以上の額を、それぞれの商品区分口座に証拠金として差し入れていただく必要があります。（以下、お客様が取引口座に差し入れられた証拠金を、「預託証拠金」といいます。）なお、口座間の振替にあたっては商品区分口座の指定が必要となります。

10.4.10.　定時・臨時のシステムメンテナンスにより証拠金振替ができない場合があります。不測の事態に備えて、あらかじめ証拠金を多めに差入れていただく等、余裕をもったお取引をお願いいたします。

11. 決済に伴う金銭の授受

11.1. 店頭 CFD 取引では、反対売買を行うことにより決済を行います。「買い」の未決済ポジションを決済するには「売り決済」、「売り」の未決済ポジションを決済するには「買い決済」をそれぞれ取引することにより決済してください。

11.2. 一部を除き、店頭 CFD 取引における取引期限については、取引プラットフォームの各銘柄情報にて決済期限日をご確認いただけます。

ただし、取引されている CFD に条件等の変更や取扱いの停止等が発生した場合、その他やむを得ない事由が発生した場合には、当社がその当該 CFD の新規建取引を停止し、且つ任意の決済期日を設定することがあります。この場合、決済期日までに、反対売買による決済を行っていただく必要があります。決済期日までに決済がなされなかった場合、決済期日の翌営業日以降、当社の任意により決済を行わせていただきますのであらかじめご了承ください。

11.3. 差金決済

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

約定価格差 × 取引数量 × ポイントバリュー × 円換算レート＋各種累積調整額

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

11.4 証拠金超過損への充当

9.10.ロスカット 9.10.2. ④に定める元本超過損の充当がなされない場合で、他の取引口座に証拠金がある場合は、その証拠金をもって当該証拠金超過損へ充当します。この場合、充当元の選定等は当社の任意で行います。他の取引口座に十分な余剰証拠金がなく、ポジションを保有している場合、当社の任意でポジションの一部もしくは全部を決済した上で、当該証拠金超過損へ充当する可能性があります。

12. 取引の開始及び完了

12.1. 当社は、当社がお客様と行う取引で当社に生じる責任またはリスクを相殺するために、カバー取引先にヘッジまたはその他の方法によりリスクを相殺することがあります。

12.2. 新規取引を行うには、取引プラットフォームで提示される価格を基に成行注文や取引時間外に発注が可能で直後の取引開始時に提示される始値にて約定する取引開始時成行注文、指値注文または逆指値注文にて、注文価格を指定して行う方法があります。決済取引を行うには、取引プラットフォームで提示される価格を基に成行決済注文を行うか、決済価格を指定して指値決済注文または逆指値決済注文を発注する必要があります。

12.3. 本取引プラットフォームでは、取引される各銘柄の買値（アスク）と売値（ビッド）を提供します。取引は、各銘柄に指定された取引時間内にのみ約定いたします。お客様は、買建または売建を行う場合、取引プラットフォームで提示される価格で取引が可能です。ポジションを決済する場合も、取引プラットフォームで提示される価格で行うことができます。

本取引プラットフォームでは、成行注文が可能です。取引が成立する価格は、注文が出されたときに表示されていた価格と必ずしも一致しない場合（スリッページ）があります。お客様が成行注文で表示した価格よりも低い価格または高い価格で成行注文が成立する可能性があります。

12.4. 指値注文、逆指値注文において、発注内容と全く同じ条件で取引が成立することが保証されるものではありません（ノンスリップ注文を除く）。成行注文の際、取引が成立する価格は、注文を出したときに表示された価格と必ずしも一致しない場合があります。提示価格は一度に呼び値の最小単位以上変化することがあり、成行注文、指値注文、逆指値注文の約定価格は保証されません。注文の執行は、注文が発注された時点の取引銘柄の提示価格ではなく、注文が執行された時点の取引銘柄の提示価格を基に行われます。 お客様は、指値注文、逆指値注文を発注し、約定する前であればいつでも、注文を取消すことができます。指値注文、逆指値注文を発注した場合、指定した価格に到達または超過した時点で注文が執行されます。注文が発注された時点から注文が執行される時点までに必要証拠金が変更される可能性があり、必要証拠金の変更については、取引プラットフォーム上でお客様に通知します。お客様は、必要証拠金を上回る十分な余剰証拠金があることを確認し、取引する必要があります。

13. 取引の終了と取引限度

13.1. お客様は、本取引説明書に従い、「決済逆指値」及び「決済指値」注文にて、未決済ポジションの注文執行価格を指定できます。

13.2. 当社は、お客様からの決済注文を受け付けた場合、「決済逆指値」価格または「決済指値」価格のいずれかに達した際は、お客様からの指示や通知なしに成行にて注文執行します。但し、お客様が第 18.9.項に定める事項のいずれかを満たしていない場合、当社は注文の執行を拒否することがあります。

13.3. 当社は、「決済逆指値」注文にトレール注文機能を追加した注文を受け入れます。取引プラットフォーム上の提示価格がお客様に有利な方向に動くと、お客様が設定したトレール幅に従い、決済逆指値価格が修正されます。保有するポジションの提示価格が、有利な方向に動いた場合、お客様のトレール注文価格も設定したトレール幅に従い有利な価格に変更されます。

13.4. 市場の変動や当社のコントロールが及ばない要因により、お客様が指定した価格で注文が執行されない可能性があり、お客様が指定した価格よりも不利な価格で注文が成立する場合があります。このような場合、当社は次善の価格で取引を成立させます。 例えば、買い決済の場合、当該注文銘柄の価格が、逆指値注文価格を上回り急激に上昇する場合があります。売り決済の場合、当該注文銘柄の価格が、突然、逆指値注文価格を上回り下落することがあります。このような場合、想定した額よりも大きな損失が生じ、お客様は追加損失を被る可能性があります。

13.5. 当社は、お客様が指定した価格で約定させる注文（ノンスリップ注文）を受諾することができます。ノンスリップ注文は、特定の銘柄でのみ利用可能です（取引プラットフォームの銘柄詳細タブで確認できます）。当社が新規注文の際にノンスリップ注文を受諾した場合、当社の買値（アスク）または売値（ビッド）がお客様が指定した逆指値注文価格に到達またはそれを超えた場合、当

社はノンスリップ注文でお客様が指定した価格でお客様のポジションを決済することを保証します。ポジションは、ノンスリップ注文価格に達する前であれば、お客様が別途決済指示する方法により決済することができます。

14. ロールオーバー

14.1. 営業日の取引終了時、または取引がない週末にお客様が保有する未決済ポジションは、取引の自動決済を避けるため、自動的に翌営業日に持ち越されます（ロールオーバー）。当該取引を翌営業日にロールオーバーする際、金利調整額がお客様の取引口座に未確定損益として加算または減算されます。各銘柄の金利調整額に関する情報は、取引プラットフォーム上の各銘柄の「銘柄詳細」に表示されます。金利調整額は日々変動し、更新された値に基づいて受払いが行われます。

14.2. 先物を原資産とする CFD 取引の取引価格は、原資産が期日を迎えた場合に、参照する原資産価格が翌限月に切り替わります。そのため、先物を原資産とする CFD ポジション（＝未決済ポジション）を期日を超えて保有する際は、限月間の取引価格の差を調整する価格調整額の受払いをすることによって、ロールオーバーします。

第 3 部 - 店頭デリバティブ取引の手続き、及び入出金手続き

15. 取引概要

15.1. 取引時間・注文受付時間

取引時間につきましては、当社が別途指定する特定日を除き、取引銘柄によって取引時間が異なるため、取引プラットフォームの銘柄情報にてご確認ください。

取引時間外においては新規及び決済の指値注文、逆指値注文並びに新規の取引開始時成行注文の発注を行うことはできますが、新規及び決済に関らず、成行注文の発注をすること並びに注文が約定することはございませんのでご注意ください。尚、年末年始等の特定日については当社 WEB サイト等で事前に告知します。最新の取引時間につきましては、本取引プラットフォームにてご確認いただきますようお願いいたします。

16. 税金について

個人が行った店頭デリバティブ取引で発生した利益（売買による差益及び金利調整額収益をいいます。以下、同じ。）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。

税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%（※）、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。

※復興特別所得税は、平成 25 年から令和 20 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対して 0.315%）が、追加的に課税されるものです。

米国株 CFD 取引にて、配当金相当額が発生した場合、配当課税が米国、国内のどちらでも課税されます。米国において日米租税条約に基づいた税率（30% または 10%）が課税されます。
金融商品取引業者は、お客様の店頭デリバティブ取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。 詳しくは、税理士等の専門家にお問い合せ下さい。

17. 取引の制限

17.1. 相場の変動により、お客様の取引口座における有効証拠金が全ての未決済ポジションに係る維持証拠金の合計と等しいか下回る場合、当社が、損失または利益を問わずお客様の未決済ポジションを直ちに決済または部分決済する権利を有し、第 9.10 項に従って何らの通知なしに保有ポジションを決済します（ロスカット）。ロスカットが執行されても、お客様の口座は引き続きご利用いただけます。

17.2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、未決済ポジションを時価で決済し、またはお客様のポジションの大きさを制限し、及び新規注文を拒否することがあります：

17.2.1. 有効証拠金が維持証拠金以下となった場合。

17.2.2. お客様の取引口座に設定された取引制限により当社が注文を拒否する場合。

17.2.3. 不可抗力事象が発生した場合、または提示価格に、明らかに誤った価格が含まれている場合。

17.2.4. お客様の申告内容に虚偽または不適切な行為があることを当社が認識した場合。

17.3. また、以下のような理由により、取引口座の制限を行うことがあります：

17.3.1. お客様の債務不履行等が発生した場合。（店頭デリバティブ取引約款「17. 決済に伴う不足金」による）

17.3.2. お客様が、当社の継続的なモニタリングの一環として要求された情報を当社に提供しない場合。

17.3.3. 当社が法律上または法令上の義務に従うため。

17.3.4. お客様の申告内容に虚偽または不適切な行為があることを当社が認識した場合。

17.3.5. マネー・ロンダリングやインサイダー取引等に該当すると当社が合理的に判断した場合。

17.3.6. お客様が自己の口座についておいて、第三者に取引を行わせ、または第三者を介して通じて自己に代わって取引を行わせたと当社が合理的に判断した場合。

18. 取引方法

18.1. 取引プラットフォーム上で行われる各取引（注文を含む）は、お客様が当社に対して、本取引プラットフォーム上で提示された一定の価格で取引を行うこと（新規注文または決済注文のいずれであるかを問いません）を申し入れ、その後当社がお客様の申込みを承諾することで成立します。取引は、お客様の注文が当社によって執行された場合にのみ完了したものとみなされます。

18.2. お客様は、取引が成立する前であれば、いつでも注文の取消または訂正を行うことができます。

18.3. 当社ホームページまたは取引プラットフォームにおいてお客様が利用できる金融情報、取引価格、AI により生成された情報その他、当社が提供する情報（以下「コンテンツ」）は、一般的なマーケット情報として提供されるものであり、投資助言を提供するものではありません。コンテンツは、お客様の個別の事情、財務状況、投資目的またはリスク許容度を考慮して作成されたものではなく、いかなる場合においてもお客様の属性または状況に応じて調整されるものではありません。なお、コンテンツは予告なく変更、更新または中止されることがあります。

18.4. 本取引プラットフォームに表示される価格は、実際に取引可能な価格を示すものであり、常に変化する可能性があります。従って、お客様が新規注文または決済注文を行った場合、当社がその注文を執行する価格は、取引プラットフォーム上で表示された価格と異なる場合があります。

18.5. お客様は、当社のリスク管理方針に従い、新規注文数量に関する制限、または当社の提示取引価格に適用されるその他の合理的な条件に制限されます。

18.6. 取引プラットフォームにおいて提示される価格は、市場の実勢や取引需要など様々な要因を考慮して当社が設定したものです。お客様は、取引プラットフォームで提示された価格をお客様自身の取引以外の目的で使用できず、いかなる状況においても、当社の価格を口外できません。

18.7. 取引プラットフォームにおいて「取引単位」として設定されている最小単位数及びその倍数で、当社が定める最大取引量までしか取引を行うことができません。当社は、事前の通知なしにも各銘柄の「取引単位」を変更することがあります。

18.8. 第 18.10.項に従い、お客様は取引時間中、いつでも新規注文または決済注文を行うことができます。取引時間は、取引プラットフォームの各銘柄の銘柄詳細タブに表示されますが、カバー取引先の取引時間の変更により急遽変更されることもあります。

18.9. 第 17.3.項を逸脱することなく、お客様からの新規注文または決済注文を受理する前に、第 18.10.項に定める要因のいずれかが満たされていないことを当社が認識した場合、当社はお客様と取引を行いません。また、第 18.10.項に定める要因が満たされないことを知る前に、既に取引を行っていた場合、当社は、当該取引を当初から無効として扱うか、当社のその時点での実勢価格にて取引を終結させることがあります。

18.10. 第 18.9. 項にいう要因には、以下のものが含まれます。

18.10.1. 取引価格は、取引プラットフォームにて確認できます。

18.10.2. 本取引の新規注文または決済注文は、取引価格が有効である間に行われなければなりません。

18.10.3. 当社が提示する取引価格には、明らかに誤った価格（マニフェストエラー）は含まれません。

18.10.4. お客様が新規注文をする場合、注文数量は取引プラットフォームで指定される最小取引単位以上で、当社が銘柄毎に定める最大取引数量以内とします。

18.10.5. 未決済ポジションの一部を決済する場合、決済注文数量と未決済ポジション数量の両方が、取引プラットフォーム上で指定された最小取引単位より小さくならないようにしなければなりません。

18.10.6. 第 19.項に記載された不可抗力事由が発生していないことが必要です。

18.10.7. お客様が新規注文または決済注文を申し出る場合、お客様に債務不履行事由が発生していないことが必要です。

18.10.8. お客様が新規注文を申し出る場合、必要証拠金以上の証拠金が必要となります。ただし、投資可能額を超える入金、またはその他の制限を超える取引は出来ません。

18.10.9. その他の要因が生じた場合は、都度お客様にご連絡いたします。

18.11. お客様からの新規注文または決済注文の申し出を当社が受け入れる前に、当社の提示価格がお客様に有利になるように変動した場合（例えば、お客様が買付する際に価格が下がった場合、またはお客様が売付する際に価格が上がった場合）、有利な価格で取引が約定します。当社では、有利又は不利となるスリッページ（対称的な価格スリッページ）が発生する可能性があります。

18.12. 本取引プラットフォームで自動売買取引システムを使用することは、明示的に禁止されています。すべての取引は、お客様によって手動で行う必要があります。自動売買取引システムの使用により行われた取引は、無効となります。本項の違反があった場合、当社は、その性質にかかわらず、当社で保有するお客様の口座のすべてまたは一部を直ちに閉鎖し、お客様とのさらなる取引を拒否します。さらに、お客様の預託証拠金は凍結され、当社は、本条違反の結果、当社が被った損失、損害または費用と相殺し、当該自動売買取引システムの適用により得られた利益を、お客様の取引口座から差し引く権利を有するものとします。お客様の取引口座に残った預託証拠金はお客様に返還されます。

19. 不可抗力事由

19.1. 当社は、不可抗力事由が存在すると判断することがあります。不可抗力事由には、以下のものが含まれますが、これに限定されるものではありません。

19.1.1. 当社が取引プラットフォームで取り扱う 1 つまたは複数の取引の秩序ある市場維持を妨げると考える行為、事象。（ストライキ、暴動または内乱、テロ行為、戦争、産業活動、政府または超国家機関または当局の行為や規制を含みますがこれに限定されません）

19.1.2. 取引所の停止もしくは閉鎖、または当社が根拠とする、もしくは何らかの形で当社の相場と関連する機器の国有化、政府による隔離、放棄もしくは故障、またはかかる市場の取引に対する制限または異常な条件の賦課、事象。

19.1.3. 取引や取引所の水準に過大な変動が生じた場合、またはそのような変動が生じることを当社が合理的に予測した場合。

19.1.4. 伝送、通信、コンピュータ設備の故障や障害、電力供給の中断、電子機器や通信機器の故障。

19.1.5. 関連するサプライヤー、金融機関の中間ブローカー、カストディアン、サブカストディアン、ディーラー、取引所、クリアリングハウスまたは規制・自主規制団体が、理由の如何を問わず、その義務を履行できない場合。

19.2. 当社が、不可抗力事由が存在すると判断した場合、当社は、予告なく、いつでも、合理的に行動して、以下の 1 つまたは複数の措置を講じることがあります。

19.2.1. 必要証拠金が変更された場合、お客様に追加の証拠金を当社に差し入れさせること。

19.2.2. お客様のポジションの全部または一部を合理的な任意の価格で決済すること。

19.2.3. 不可抗力事由により、当社がそれに従うことが不可能または実行不可能となる範囲において、本取引説明書の全部または一部の適用を一時停止または変更すること。

19.2.4. 特定の取引に関する取引時間を変更すること。

19.2.5. 影響を受けた銘柄の全ポジションを無効にすること。

19.2.6. 必要証拠金、及び維持証拠金の必要額を増加させること。

20. 取引の開始

本取引説明書に記載されている店頭デリバティブ取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨のご確認をお願いいたします。

店頭デリバティブ取引口座の設定及び開始に当たっては、あらかじめ当社に店頭デリバティブ取引口座を開設していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

取引口座の開設条件

お客様が本取引を行うためには、当社に対し取引口座の開設を行っていただく必要があります。取引口座の開設の申し込みは、当社 WEB サイトの口座開設申込フォームから行っていただきます。なお、当社で取引口座を開設するにあたっては、原則として次の条件を満たしていただく必要があります。なお、取引口座開設のお申し込みをいただきましても、当社の審査によりお客様のご希望に添いかねることもありますので、予めご了承ください。

20.1. 本取引の特徴、仕組み、リスク等について十分に理解し、「店頭デリバティブ取引約款」、本取引説明書その他の交付書面の内容に全て同意して頂き、ご自身の責任と判断で取引できること

20.2. 当社が定める基準を満たしていること

20.2.1. 当社から E メール又は電話で直接口座開設者ご本人と常時連絡をとることができること

20.2.2. インターネットの利用環境が整っており、ご自身の E メールアドレスをお持ちであること

20.2.3. 契約締結前の交付書面、契約締結時の交付書面、取引報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、ご承諾頂けること

20.2.4. 日本国内のみに居住する満 20 歳以上 75 歳未満の行為能力を有する個人（法的支払い能力に難がある方、もしくは健康が優れない方を除く。）であること

20.2.5. 店頭デリバティブ取引約款及び本取引説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力をお持ちであること

20.2.6. お客様が当社に登録する金融機関口座（送金先預金口座）は、国内の金融機関口座を指定していただけること

20.2.7. お客様の個人情報を正確にご登録いただけること及び所定の本人確認が行えること

20.2.8. 外国為替証拠金取引に関する業務を行う業者に勤務していないこと

20.2.9. マネー・ローンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと及び反社会的勢力（※）の団体及びその一員でないこと

20.2.10. 金融商品取引に関する業務を行う業者（法令又は加入する金融商品取引業協会の定める規則等によって、所属する役職員による本取引が禁止され又は不適切であるとされている場合に限る。）に勤務していないこと

20.2.11. お客様及びその家族が、外国 PEPs（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 15 条に掲げる者）に該当しないこと

20.2.12. 証券 CFD 口座及び商品 CFD 口座の開設は、FX や株式等のリスク商品の投資経験があること

20.2.13. その他当社が定める基準を満たしていること

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を総合的に勘案し当社が反社会的勢力又はこれに類するとみなしたものも含みます。

本人確認及びマイナンバー

犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）の規定に基づき、当社では、お客様に対し所定の本人確認を行います。お客様は、口座開設に係るお手続時及び口座開設後に当社が求める際には、所定の本人確認書類をご提出いただく必要があります。

併せて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、口座開設のお手続の際にはお客様のマイナンバー（個人番号）を確認できる書類をご提出いただきます。ご利用いただける本人確認書類、及びマイナンバー確認書類は当社 WEB サイトをご覧ください。

21. 証拠金の入金

21.1. お客様に帰属するすべての資金及び通貨について以下「預託証拠金」と呼ぶものとします。

21.1.1. 預託証拠金は、当社が指定し分離された信託口座に保管いたします。

21.1.2. 預託証拠金は、常時、当社の管理下にて保有されるものとします。

21.2. 預託証拠金に関して、利息は発生せず、従って利息が支払われることもありません。

21.3. 当社は金商法 43 条の 3 及び金融商品取引業者等に関する内閣府令第 141 条及び第 143 条から第 145 条の規定、並びに、商品先物取引法第 210 条の規定に基づき、お客様からの預託証拠金を、ファースト信託株式会社に開設された顧客資産に係る区分・分別管理目的の各信託口（区分管理信託口、顧客分別金信託口、特定信託口、以下「ファースト信託信託口」といいます）において当社の固有財産とは分離して管理しております。信託による保全の対象となるのは、お客様より預託された証拠金に、確定損益並びに未確定損益を加減した金額（区分管理必要額、個別顧客分別金額並びに保全対象財産。以下「信託必要額」といいます）とし、当社はこの金額を毎営業日算出いたします。信託会社に信託された金額が信託必要額を満たさない状態となった場合は、当社は、その日の翌日から起算して 2 営業日以内に、信託先に対して追加信託を行います。ファースト信託株式会社に預託された資産（お客様の証拠金等）は、万が一、当社が破綻した場合においても、当社の債権者の差押え等の対象とならず、信託会社から受益者であるお客様へ資産の返還が行われます。また、ファースト信託株式会社が破綻した場合も、信託会社固有の財産から切り離して取り扱われるため、信託財産として保全されます。

21.4. 当社は、取引口座に入金された資金の振込元情報を確認させていただくことがあります。当社は、資金源の合法性に関して十分な確認が得られない場合、お客様からの入金を拒否し、返金することがあります。

21.5. 当社は、お客様ご自身の取引口座における第三者からの送金を受け入れません。お客様が送金した資金が取引口座に入金反映されない場合は、当社までご連絡ください。その際、送金内容が確認できる書類や証明書を当社に提供しなければならないことを同意、承諾するものとします。

21.6. 状況によっては、マネー・ローンダリング防止対策（AML）、コンプライアンス違反、不正行為の疑い、及びプラットフォームの悪用等の理由により、お客様の入金に制限を設ける場合があります。また、お客様が設定した投資可能額を超える額を入金することは出来ません。

21.7. クイック入金

21.7.1. （クイック入金の利用対象者）

本サービスの対象者は、当社に口座開設申し込みをし、当該諸手続きが完了したお客様となります。

2. 本サービスの利用に際しましては、クイック入金取扱銀行にお客様本人名義の口座を開設し、当該各クイック入金取扱銀行のインターネットバンキングサービスをご契約いただく必要があります。

21.7.2. （サービスの内容）

本サービスは、当社取引プラットフォームの入金画面内から操作を行い、インターネット経由で当該クイック入金取扱銀行に保有するお客様名義の銀行口座から当社お取引口座へ敏速に資金（日本円）を振込入金するサービスです。

21.7.3. （最低取扱振込入金金額及び振込入金限度額）
本サービスを利用し振込入金をする場合、最低振込み金額は 10,000 円からとなります。また、1 回当たりの振込入金限度額は、各クイック入金取扱銀行が定めるお客さまの送金限度額の範囲内、または、当社が定める 1,000 万円以内となります。
21.7.4.（本人確認について）
本サービスをご利用いただくにあたり、当社における本人確認は、お客様ご自身で登録されたＥメールアドレス、パスワード及びパスキーにより行います。なお、Ｅメールアドレス及びパスワードによるログイン認証を行った場合は、新規取引及び出金が制限されます。また、各クイック入金取扱銀行においては、当該各クイック入金取扱銀行の指示に従ってください。
※パスワードはログイン画面にて「パスワードを忘れた場合はこちらから」から変更いただけます。
２.お振込名義人は当社にご登録いただいているご本人名義と同一の名義に限ります。
３.お振込名義が当社に登録されているご名義と相違していることが判明した際は、原則としてお客様振込元金融機関口座へ返金手続きを行います。
但し、名義相違の内容に因っては、お電話等で確認させていただく場合があります。その際は、事実関係確認後の入金処理となります事、ご了承ください。
また、当社の意図しない要因により名義相違入金が判明した場合は、入金処理完了後または売買取引後であっても、当該振込入金の取消し、お取引の制限を行わせていただきます。尚、本取消及び制限の影響により発生するロスカットやご注文の未約定など一切のリスクは、お客様ご自身に帰属することとなります。
21.7.5.（ご利用に際しての注意）
クイック入金はお客様の利便向上を目的とするもので、即時にお取引口座に入金が反映されることを保証するものではありません。

① 当社ならびに銀行側で定期的、もしくは不定期に行うシステムメンテナンス、又は意図しないエラー（通信回線等の不具合なども含みます）が発生した場合（特に午後３時以降から深夜にかけての入金手続き）については入金反映が翌営業日以降となることがあります。
② 上記①において生じたロスカットやご注文の未約定など一切のリスクについて当社は責任を負いません。

２. クイック入金は画面の指示通りに行うものとし、最後まで操作を完了しない場合、入金処理が完了せず、お取引口座に反映しないことがあります。この際に生じたロスカットやご注文の未約定など一切のリスクはお客様ご自身に帰属することとなりますのでご注意ください。
３. クイック入金は定期メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。又、システム障害の内容によってはご利用頂くことができない場合があります。
４. スマートフォンでのクイック入金サービスは対応していない場合があります。あらかじめご了承ください。

5 . クイック入金は、 FX 口座、株価指数 CFD 口座、個別株 CFD 口座、バラエティ CFD 口座、商品 CFD 口座の別を指定して振り込んでいただく必要があります。

21.8. 銀行振込

銀行振込にて、証拠金をご入金の場合は、プラットフォームにログイン後、「入出金」→「入金」→「銀行振込」に表示される振込先にご入金を行っていただきます。

お振込先情報につきましては、お客様のご登録 E メールアドレス宛に送付することも可能です。

2. お振込みの際は、当社口座名義と同一名義からお振込をお願いいたします。

名義相違の場合、取引口座への反映にお時間を有する可能性、または、当該振込の 返金手続きを行わせていただく可能性もありますので、予めご了承ください。

3. 振込人名義の後に上記振込先情報に表示されているユーザーID を必ずご入力後、送金手続きをお願いいたします。

4. 振込手数料はお客様負担となります。

5. 銀行振込でのご入金の場合、最大で 5 営業日お時間をいただく可能性がございます。疑義が生じた際は、当該入金についてカスタマーサポートからご連絡する可能性があります。

6. 銀行送金による入金は、FX 取引口座に振り込まれます。その後、お客様の指示により各取引口座への資金移動を行っていただきます。

22. 出金及び未収金の相殺

22.1. お取引が完了した時点で、本取引説明書に定める各種調整額がお客様の取引口座で加算または減算されます。：お客様は、次のような取引の場合、差額を支払う義務を負うものとします:

(i) 売り取引：取引の買い決済価格が本取引の新規売りポジション価格より高い場合

(ii) 買い取引：取引の売り決済価格が本取引の新規買いポジション価格より低い場合

22.1.1. お客様は、次のような取引の場合、差額を受け取るものとします：

(i) 売り取引：取引の買い決済価格が本取引の新規売りポジション価格を下回る場合

(ii) 買い取引：取引の売り決済価格が本取引の新規買いポジション価格を上回る場合

22.2. 当社との合意がない限り、第 9.8.項に従ってお客様が支払い責任を負うすべての金額は、取引が終了した時点で直ちに支払われるものとします。

22.3. お客様は、取引の成立時に第 22.1.項に従ってお客様が支払うべき金額、または本取引説明書に基づいてお客様が支払うべきその他の金額について、当社が追加で通知することなくお客様の取引口座にて清算されます。

22.4. 本取引説明書に基づき有効証拠金から未決済ポジションにおける必要証拠金を差し引いた余剰証拠金額を上限として、お客様からの依頼に基づき出金します。お客様は、取引口座における有効証拠金が、維持証拠金を上回るように維持する必要があり、当社は、余剰証拠金が不足する場合、お客様の新規取引を受け付けません。お客様の有効証拠金が維持証拠金以下となった場合、当社は、お客様の未決済ポジションの一部または全部を決済することがあります。

22.5. 余剰証拠金の出金はそれぞれ商品種別の取引口座から出金依頼を行っていただきます。また、それぞれの口座の余剰証拠金をいずれかの口座に振替移動し、その口座から出金依頼を行うことも可能です。

22.6. お客様から出金の依頼がない場合でも、当社はお客様の預託証拠金を登録されたお客様名義の金融機関口座へ送金することがあります。出金依頼を受け、お支払いが完了するまでは、追加の出金依頼をお受けすることはできません。

22.6.1. 最低出金依頼額は 10,000 円です。（手数料当社負担）。

22.7. お客様は、店頭デリバティブ取引で発生した益金は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。

※第 2 部第 13 項「税金について」をご参照ください。

22.8. 当社は、お客様からの出金依頼に基づき、お客様の資金を返金します。当社は、お客様から取引口座からの出金依頼を受けた場合、以下の要件が満たされる場合に、当該金額を送金します：

22.8.1. 出金依頼には、全ての必要な情報が揃っていること。

22.8.2. お客様が登録された金融機関に送金すること。

22.8.3. 当社に出金処理を行うことを禁止するような不可抗力事由がないこと。

22.9. 第 22.7.項の要件に従い、お客様の取引口座からの出金は、出金依頼を受領してから遅滞なく、原則として、1 営業日以内に処理されます。ただし、出金に追加的な処理時間がかかる場合があります。出金依頼の受領後、出金依頼額はお客様の取引口座の残高から差し引かれます。出金依頼が「承認中」のステータスになるまでの間、出金依頼はお客様によってキャンセルすることが可能です。出金依頼が「承認済み」のステータスになるまで、当社は出金依頼を取り消すことができ、22.1.項と 22.3.項の条件に従って、その間に完了した取引に対するお客様の負債を充足するために使用することができます。

22.10. 当社は、取引口座を閉鎖した場合、お客様名義で開設された取引口座の全部または一部を統合し、当該口座の残高を相殺することがあります。

22.11. 本取引説明書に基づく当社の権利を行使しなかった場合でも、当社は、本取引説明書に基づく当社の権利を行使する権利を放棄したとはみなされないものとします。

23. 休眠口座

23.1. 連続 18 ヵ月間に渡り、取引口座の利用（入金、出金、取引口座へのアクセス、取引を含む）がない場合、当該口座は「休眠口座」として指定されます。

23.2. 休眠口座の預託証拠金は、引き続きお客様資金とみなされ、第 21.3.項に従い、ファースト信託信託口において当社の固有財産とは分離して管理されます。

23.3. 取引口座が休眠口座に指定された後、お客様が取引口座にログインするまで、お客様の取引口座は非活動状態とみなされます。当社は、休眠口座を解除し、口座の再利用を開始するための書類の提出を求めることがあります。

24. 第三者との関係

24.1. お客様がアフィリエイトなどの第三者（以下「アフィリエイト」）を通じて当社に紹介された場合においても、当社は、お客様とアフィリエイトの間で締結された個別の契約には拘束されません。また、当社は、アフィリエイトが、当社を何らかの形で拘束すること、当社の名前で信用を提供すること、損失に対する保証を提供すること、当社の名前で投資サービスや法律、投資、税務のアドバイスを提供すること、お客様のお金を回収することを認めていません。

第 4 部 –店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為

25. 店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為

当社は、金融商品取引法並びに商品先物取引法により、お客様を相手方とした店頭デリバティブ取引、又はお客様のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

1. 店頭デリバティブ取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
2. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前１年間に、２回以上の店頭デリバティブ取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
4. 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 店頭デリバティブ取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

8. 店頭デリバティブ取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
9. 店頭デリバティブ取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
10. 本取引説明書の交付に際し、本取引説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12. 店頭デリバティブ取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
13. 店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
14. 店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 店頭デリバティブ取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
16. 店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
17. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭デリバティブ取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭デリバティブ取引をする行為
19. 店頭デリバティブ取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
20. 店頭デリバティブ取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭デリバティブ取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

21. 店頭デリバティブ取引（v.において同じ。）につき、お客様が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官または主務大臣が定める額（店頭 FX 取引 4%、株価指数 CFD 取引 10 %、個別株 CFD 取引 20 %、バラエティ CFD 取引 20% 、商品 CFD 取引 5%。22.において同じ。）を下限として当社が定める額に不足する場合、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
22. 店頭デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官及び主務大臣が定める額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
23. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること、有利に滑った場合には、滑っていない価格で約定すること
24. お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
25. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること
26. お客様に対し、取引単位を告げないで勧誘する行為
27. 決済を結了する旨の意思を表示したお客様に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること
28. 店頭商品デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
29. 店頭商品デリバティブ取引に関し、顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続する行為
30. 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続する行為
31. お客様がその計算において行った店頭商品デリバティブ取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる損失の額が、お客様との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭商品デリバティブ取引の決済（次号において「ロスカット取引」といいます。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続する行為
32. 店頭商品デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続する行為

33. 売付けの価格（価格に相当する事項を含みます。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含みます。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しない行為
34. 商品先物取引業者がお客様の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求したお客様に提示しない行為

第 5 部 – 金融商品取引業者及び商品先物取引業者の概要・苦情受付・苦情処理・紛争解決

5.1. 当社の概要

当社の概要は次のとおりです。

商　　号　　：Plus500JP 証券株式会社
本 店 所 在 地 ：〒105-7133　東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター 33 階
登 録 番 号 ：関東財務局長（金商）第 156 号
設 立 年 月 日 ：平成 17 年 3 月 16 日
資　本　金 ：9,500 万円（令和 4 年 12 月 28 日現在）
加 入 す る 協 会 ：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会
加入投資者保護基金：日本投資者保護基金

※当社が取り扱う店頭デリバティブ取引は、日本投資者保護基金の補償対象とはなっておりません。

5.2. 苦情受付窓口

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受 付 時 間 ：24 時間 365 日
メールアドレス：support.jp@plus500.co.jp
専 用 電 話 ：フリーコール　0120-989-650
対 応 時 間 ：9：00 - 17：00（月曜日から金曜日、土日祝日を除く）

当社内における苦情に関する受付方法

当社が提供するサービスに関して、お客様が抱く疑問、懸念、問題、課題は、当社 WEB サイトの「お問い合わせ」フォーム、または、チャットから当社カスタマーサポートにご連絡ください。「お問い合わせ」フォームとチャットは、取引プラットフォームのメニューからも利用でき、いつでもアクセスできます。

お客様の取引口座または当社との取引に関して確認を依頼する場合は、取引プラットフォームにログインし、「お問い合わせ」フォーム、または、チャットから必要情報をご記入ください。状況がわかる画像等をご提供いただけますと、より詳細な調査が行うことが可能となります。その際は、「ファイルのアップロード」等からご提出をお願いいたします。
苦情・確認依頼は、「お問い合わせ」フォーム、または、チャットに必要な情報がすべて正確に記入され、事実関係が確認できる適切な証拠（必要に応じて）が添付されていない限り、調査することはできませんのでご了承ください。

5.3. 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及びお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）
電　話　番　号　：0120-64-5005（フリーダイヤル）
Ｕ　Ｒ　Ｌ　：https://www.finmac.or.jp/
東京事務所　：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館
大阪事務所　：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

日本商品先物取引協会・相談センターは、商品先物取引業務に関するお客様からの相談、苦情の受付窓口として、また、紛争を解決するための仲介手続きの窓口として設置、運営されている機関です。

住　　所　：〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町１丁目１番11号日庄ビル６階

≪附則≫ノックアウトオプション取引についての説明

本附則では、ノックアウトオプション取引の価格変動や取引の特性などについて説明いたします。尚、お取引を行なっていただくにあたっては、一定の投資経験、ノックアウトオプション取引についての十分な知識と資力等が必要です。本附則を熟読し、取引におけるリスク等を十分にご理解の上、お取引を行っていただきますようお願いいたします。

1. ノックアウトオプション取引の概要

当社ノックアウトオプション取引は、オプションの権利行使価格と同一価格にノックアウトレベル（到達した時にオプションの権利が消滅する価格ライン）を設定した取引で、原資産価格の上昇を予想する場合は『ブル：買う権利』を購入、下落を予想する場合は『ベア：売る権利』を購入します。ブル、ベア双方とも、当社のノックアウトオプション取引は、「買い」のみで、「売り」を行うことはできません。 それぞれのオプション価格は、原資産価格とノックアウトレベルの差に大きく影響を受けます。 オプションを購入する際は、口座内に購入するオプション購入代金以上の余剰証拠金が残っている必要があります。オプション購入代金は、余剰証拠金からは差し引かれ、新たな取引を行うための資金として利用することは出来ませんのでご注意ください。当社のノックアウトオプション取引は、ヨーロピアンタイプのオプションですが、権利行使価格で原市場にポジションを移行する「権利行使」は行えず、すべて差金決済となります。

2. 取引の仕様について

2.1. 取引対象となる原資産

ノックアウトオプション取引の取引対象となる原資産は、当社が提供する FX 銘柄および CFD 銘柄となります。取引可能銘柄の詳細は、当社取引プラットフォームにおける各銘柄の「銘柄詳細」にてご確認ください。

2.2. 取引の仕様

当該取引にて生じるオプション料はオプションの決済時に清算するものとし、購入時オプション料と決済時オプション料の差額を取引口座へ反映いたします。また、オプション保有中は、オプション保有に係る担保金として、ノックアウトプレミアム並びにセーフティデポジットを管理いたします。

なお、過当な建玉を防止するため、建玉時に当初オプション購入代金相当額（オプション料、ノックアウトプレミアム、セーフティデポジットの総額）を余剰証拠金から控除いたします。

2.3. 取引単位

最低取引単位は銘柄ごとに異なります。最低取引単位に係る詳細はプラットフォームの「銘柄詳細」でご確認ください。

2.4. 取引価格・オプション購入代金

ノックアウトオプションの取引価格は、オプションの本来価値（原資産価格と権利行使価格（＝ノックアウトレベル）との差分）に、ノックアウトプレミアムレート（当社が原資産のボラティリテ

ィやオプションの残存期間等を勘案して決定する値）を加算した価格です。取引価格にセーフティデポジットレートを加え、取引数量とポイントバリューを乗じた金額がオプション購入代金となります。原資産価格 1 ポイントの変動につき、ノックアウトオプションの価格も 1 ポイントバリュー分変動します。

【建玉時・決済時のオプション代金】

ブルポジション

・当初オプション購入代金（新規売買代金）＝（（購入時原資産 Ask 価格－ノックアウトレベル）＋ノックアウトプレミアムレート）× 取引数量 × ポイントバリュー ＋ セーフティデポジットレート× 取引数量 × ポイントバリュー

・決済時オプション代金＝（（決済時原資産 Bid 価格－ノックアウトレベル）＋ノックアウトプレミアムレート）× 取引数量 × ポイントバリュー ＋ セーフティデポジットレート × 取引数量 × ポイントバリュー

ベアポジション

・当初オプション購入代金＝（（ノックアウトレベル－購入時原資産 Bid 価格）＋ ノックアウトプレミアムレート）× 取引数量 × ポイントバリュー ＋ セーフティデポジットレート× 取引数量 × ポイントバリュー

・決済時オプション代金＝（（ノックアウトレベル－決済時原資産 Ask 価格）＋ノックアウトプレミアムレート）× 取引数量 × ポイントバリュー ＋ セーフティデポジットレート× 取引数量 × ポイントバリュー

※当該ノックアウトオプション取引が日本円通貨建て以外の場合は、上記で算出された価格に為替レートを乗じて円価格を算出します。

※新規建玉時には当初オプション購入代金（新規売買代金）を超える余剰証拠金額があることが必要となります。当初オプション購入代金はオプションが決済されるまで口座残高から差し引かれませんが、余剰証拠金からは差し引かれます。余剰証拠金にはノックアウトオプションの未実現損益も含まれます。また、オプション保有時において、有効証拠金額がノックアウトプレミアムレートに取引数量とポイントバリューを乗じた額を下回る場合、お客様のこれ以上の損失を防ぐためにオプションが強制決済される場合があります。

2.5. ノックアウトオプション取引における担保金

ノックアウトオプション取引の担保金は、ノックアウトプレミアムレートとセーフティデポジットレートの合計に取引数量とポイントバリュー、円換算レートを乗じた額です。オプション決済時に生じる損失額がオプション料の額を超過しない場合、セーフティデポジットは全額返還されます。一方で、ポジション決済時に生じる損失額がオプション料の額を超過する場合は、当該超過額をセーフティデポジットから充当し、残額がある場合は残額を返還いたします。

2.6. 金利調整額

ノックアウトオプションを保有した場合には金利調整額の受け払いが発生します。この金利調整額は銘柄毎に実勢金利や資金調達コスト等を反映して当社が任意に決定し、ノックアウトオプションの原資産時価ベースの想定元本に基づいて計算されます。金利調整額の受け払いの発生に伴うノックアウトレベルの変更は行われません。同一通貨ペアにおいてブル、ベアの両方が支払となる場合があります。金利調整額の詳細につきましては、取引プラットフォームの各銘柄の「銘柄詳細」をご参照ください。

2.7. 権利調整額

原資産にて分配金等による調整が必要となる場合、配当等権利付最終日の取引終了時点でオプションを保有していた際、権利調整額の受払いが生じます。

3. 判定価格

ブルオプションの判定価格は当社がノックアウトオプション取引価格として提示する Bid(売値)価格、ベアオプションの判定価格は当社がノックアウトオプション取引価格として提示する Ask(買値)価格とします。

4. ノックアウトレベル

ノックアウトオプションの保有に際し、お客様は当社取引プラットフォーム上の各銘柄の当社が予め定めた価格の範囲からノックアウトレベルを任意で選択してノックアウトオプションを保有します。オプションの権利行使価格はノックアウトレベルと同一価格に設定されます。お客様がブルオプションに係る取引を行う場合には、オプション保有時点で原資産価格よりも小さい価格のみを、ベアオプションに係る取引を行う場合には原資産価格よりも大きい価格のみ、ノックアウトレベルとして選択可能です。 お客様は、ノックアウトオプションを保有している期間中、ノックアウトオプションのノックアウトレベルを当初に設定したものから変更することは出来ません。ノックアウトオプションの判定価格がノックアウトレベルに到達した時点で、ノックアウトオプションは速やかに消滅し清算されます。

5. ノックアウトプレミアム

オプションの判定価格がノックアウトレベルに到達したことによってオプションがノックアウトされた場合、オプションは消滅し清算されます。このためオプション購入時に提示されていたオプション代金の全額

がお客様の損失となります。 一方、ノックアウトレベルに達してオプションが消滅する前に、お客様が任意でノックアウトオプション取引を決済された場合、ノックアウトプレミアムが加算されたオプション代金と相殺されます。ノックアウトプレミアムは市況その他の事情を鑑み、銘柄ごとに当社の判断で設定されます。オプション購入時のノックアウトプレミアムは取引プラットフォーム上で確認できます。購入時のノックアウトプレミアムは決済するまで変更されることはありません。

6. 注文

6.1. 注文の種類

新規： 成行注文のみ可能です。新規指値／逆指値注文によってノックアウトオプションを購入することはできません。

決済 ：ノックアウトレベルに達してオプションが消滅する前であれば期限到来前に成行注文でノックアウトオプションを決済することが可能です。また、保有オプションに決済指値注文および決済逆指値注文を設定することが可能です。逆指値注文には、トレール注文を設定することも可能です。

※成行、指値、逆指値等の注文は、お客様の端末において提示されたとおりの価格にて約定することが保証されているものではなく、市場の急変又は約定処理若しくは通信上のタイミングによって、提示価格と約定価格とに差（スリッページ）が生じる場合があります。

6.2. 期限前清算（反対売買による清算）

ノックアウトオプションを反対売買により決済することができます。成行注文による市場価格での決済のほか、決済注文価格をあらかじめ指定する指値／逆指値注文もご利用いただけます。

当社が提供するノックアウトオプション取引は差金決済取引です。ノックアウトオプションの購入代金（当初オプション購入代金）は、オプションが決済される時点で、売買差損益金等を加味したのち、差金決済にて精算されます。反対売買による差損益金の計算ではノックアウトプレミアムは相殺され、実際の計算は以下の通りです。決済の結果生じた損益は証拠金から清算されますが、1 円未満の損益に関しましては、当社において 1 円未満の利益は切り捨て、1 円未満の損失は切り上げとします。

（決済時オプション価格－購入時オプション価格）× 取引数量 × ポイントバリュー）×円換算レート

6.3. 決済期限、契約の終了について

ノックアウトオプションの取引期限（満期日）は、原則として、ノックアウトオプションを保有された時点から起算して 28 日後のオプションを持った時間（同一の時・分・秒）となり、当該取引期限を経過すると、ノックアウトオプションは清算されます。

ただし、先物を原資産とする CFD 銘柄のノックアウトオプションについては、前記の取扱いは適用されず、 当該ノックアウトオプションの取引期限は、原資産となる先物の限月交代日となります。当該取引期限を経過すると、ノックアウトオプションは清算されます。なお、限月交代日が

近い銘柄については、ポジション保有可能期間が短期間となる場合がありますのでご注意ください。

また、個別株銘柄を原資産とするノックアウトオプションについては、前記の保有時点から起算して 28 日後を取引期限とする取扱いにかかわらず、その原資産銘柄に対し、コーポレートアクション（株式分割・株式併合等）が行われることとなった場合には、その権利付き最終日が取引期限となり、未決済オプションは清算されます。なお、権利付き最終日が近い銘柄については、ポジション保有可能期間が短期間となる場合がありますのでご注意ください。

取引期間中にオプションの判定価格がノックアウトレベルに到達しなかった場合、ノックアウトオプションは取引期限満了時点における原資産価格（ブルの場合は Bid 価格、ベアの場合は Ask 価格）とノックアウトレベルとの差にノックアウトプレミアムを加算した額が清算価格となります。 但し、当該取引期限がマーケットの休場にあたる場合、清算価格は、直前のマーケットにおける原資産価格によって清算価格が決定することとなりますのでご注意ください。各銘柄の取引期限は、取引画面の銘柄詳細タブにてご確認いただけます。

6.4. ロスカット・強制決済

有効証拠金の額が 維持証拠金・担保金の額以下となった場合、ロスカット若しくは強制決済（以下ロスカット等といいます）が行われます。ロスカット等は各取引銘柄のポジション、オプションのポジションの順に行われますが、該当する各取引銘柄のポジションの銘柄が休場などで決済できない場合はオプションのポジションが先に決済されます。このときお客様の未決済ポジションは、維持証拠金・担保金の小さいポジションから順に、証拠金維持率が 100％を上回るまで、自動的に成行注文による反対売買により決済されます。お客様の資産を保全することを目的とした制度ですが、市場の動向により、お客様が預託された証拠金を超える損失が生じる可能性があります。ロスカット等については以下にご留意ください。

① ロスカット等は、お客様への事前の通知無く行われます。

② ロスカット等は、ロスカットライン（証拠金維持率 100％）に達した時点で成行にて反対売買されるため、流動性が極端に低下している場合などでは、ロスカット等の判定と執行にタイムラグが生じ、損失が拡大する可能性があります。

③ ロスカット等によって反対売買が行われた結果、お客様に債務が生じた場合は、お客様は当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行う必要があります。

7. 最大損失額

ノックアウトオプション取引の最大損失額は、オプション単価に取引数量とポイントバリュー、円換算レートを乗じた金額となります。オプションの損益通貨が日本円以外の場合、最大損失額は為替レートの変動を反映してオプション保有後も変動します。 ノックアウトオプション取引はノックアウトした時点で最大損失となります。ノックアウトオプション取引においてはオプション保有時に当該オプションの最大損失額を当初オプション購入代金として管理するため、原則として、口座内でノックアウトオプション取引を行う場

合においては、当初オプション購入代金以上の損失になることはありません。但し、次のような場合には、当初オプション購入代金以上の損失や、口座残高がマイナスとなる可能性があります。

7.1. 日本円以外の取引通貨のノックアウトオプションを取引する場合

日本円以外の通貨のノックアウトオプションを取引した場合、当該取引によって発生した損益は当社の基準交換レートで自動的に日本円に交換されます。この通貨交換時に適用された交換レートが、オプション保有時の証拠金計算に用いられた基準レートよりも下落していた場合、当該取引に係る口座通貨建ての損失額が当初オプション購入代金以上の損失になる可能性があります。

7.2. 口座内の余剰資金が乏しい場合

ノックアウトオプションの価格変動に関係なく、金利調整額の支払いにより余剰証拠金を上回る損失により、当初オプション購入代金以上の損失が生じる可能性があります。

口座残高が当初オプション購入代金の額を下回る状況において、強制決済が執行される前にノックアウト価格に到達した場合、損失額の合計が、有効証拠金を上回る可能性があります。当社では、ノックアウトオプション購入時に、オプション料にセーフティデポジットを加えた金額をオプション購入時に必要な金額（オプション購入代金）として定め、有効証拠金がノックアウトプレミアムとセーフティデポジットの合計額以下となった時点で、強制決済が行われる仕様としておりますが、強制決済が執行される前にノックアウト価格に達して決済が行われた場合は、損失額の合計が口座残高を上回り、口座残高がマイナスになる可能性があります。

8. 両建てについて

ノックアウトオプション取引では、ブル、ベアどちらの場合も買い取引のみとなるため、同一オプションで売りと買いを持つ両建てはできません。同じ原資産でノックアウト価格の異なるブルとベアを同時に保有することはできますが、資金運用が非効率であったり、スプレッドが 2 重に発生する場合があります。

第 6 部 –店頭デリバティブ取引に関する主要な用語

アカウント情報	アカウント情報とは、取引プラットフォームにアクセスし使用するために利用者が使用する固有の ID、パスワード及びパスキーを意味します。
アラートメッセージ	特定のイベントが発生すると、プッシュ、SMS、E メール、または取引プラットフォーム上に表示されるその他の通信手段によって、コンピュータシステムによって生成されたすべてのメッセージがお客様に送信されます。これには、証拠金パラメータの超過、銘柄価格の制限の発動、発表アラートなどの警告が含まれますが、これに限定されません。
維持証拠金	維持証拠金とは、保有ポジションを維持するために、お客様の取引口座に必要な最小限の金額をいいます。
WEB サイト	https://jp.plus500.com/
売り	売りとは、ある特定の銘柄を特定の数だけ売ることを意味し、当社とお客様の取引において、"ショート"、または "ショートポジション "と呼ばれることもあります。
売値／Bid（ビッド）	金融商品取引業者が価格を示して特定数量の銘柄を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。
売りポジション	売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。
オプション購入代金	オプション料とセーフティデポジットを含むオプションの購入時に必要な合計金額のことをいいます。建玉時のオプション単価に基づき計算された「当初オプション購入代金」と、時価のオプション単価に基づき計算された「時価オプション購入代金」があります。
オプション単価	ノックアウトオプションの代金で、対象となる原資産価格とノックアウト価格の差にノックアウトプレミアムを足したものです。
オプション取引	ある決められた商品を一定の取引期間内に一定の価格（権利行使価格）で売買する「権利」の取引を「オプション取引」といいます。
オプション料	原資産価格と権利行使価格（＝ノックアウトレベル）との差分とノックアウトプレミアムレートに取引数量とポイントバリューを乗じた金額です。また、決済通貨が日本円以外の取引銘柄については、上記の計算に決済通貨の円換算レートを乗じた金額となります。
買い	買いとは、特定の銘柄を特定数 買うことを意味し、お客様との取引において、"ロング"、または "ロングポジション "と呼ばれることもあります。

買値／Ask（アスク）	金融商品取引業者が価格を示して特定数量の銘柄を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。
買いポジション	買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。
買戻し	売りポジションを手仕舞う（売ポジションを減らす）ために行う買付取引をいいます。
価格調整額	先物を原資産とする CFD 取引の取引価格は、原資産が期日を迎えた場合に、翌限月の価格に切り替わります。そのため、先物を原資産とする CFD ポジション（＝未決済ポジション）を原資産の期日を超えて保有する場合、限月間の取引価格の差を調整する目的で価格調整額の受払いを行います。
確定損益	売買差損益に当該ポジションにおいて発生した金利調整額、その他手数料等を加減した損益です。
カバー取引	金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭デリバティブ取引をいいます。
逆指値注文	「価格が上昇し、指定した値段以上になれば買い」「価格が下落し、指定した値段以下になれば売り」とする注文方法です。
ギャップ	ギャップとは、取引プラットフォームでの取引終了時に提示された最後の価格と、翌取引日の取引開始時に取引プラットフォームが提示する最初の価格との間の、当該金融銘柄の価格の差を指します。
極端な市場環境	極端な市場環境とは、 (a)取引所における本銘柄またはその原資産の取引の停止、閉鎖または制限 (b)本銘柄の原資産を構成する上場企業の清算、上場廃止または清算などの状況を作り出す例外的な市場事象を指します。 (c) 国または超国家的な管轄当局、政府、またはその他の管轄機関による、当社のサービス提供能力を阻止または制限する、あるいは取引プラットフォームでの取引を阻止または制限または制限する制限及び/または制約の賦課 (d) 関連市場における著しい変動または不安定性により、本器または原資産の価格がマイナスまたはほぼゼロになる場合 (e) 当社の管理外の事例で、当社がデータを継続受信できない、または当

	社の第三者サービスプロバイダーから誤ったデータを受信する場合 (f) 株式市場の暴落を指します。
金融機関	金融機関 とは、世界の銀行、証券会社、ブローカーまたはその他の取引組織を意味します。
金融商品取引業者	店頭デリバティブ取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
金融データ	金融データとは金融・市場データ、価格相場、ニュース、アナリストの意見、調査報告書、グラフ、その他あらゆるデータまたは情報。
金利調整額	金利調整額とは、取引営業日の終了時または取引が行われない週末に保有しているポジションに対して、取引プラットフォームで随時設定される価格に基づき、お客様の口座に加算または減算される金額をいいます。金利調整額は通常、取引金額に対して一定の割合で設定され、取引が買いか売りか、金利、取引銘柄、日々の価格変動、その他の経済及び市場関連要因など、様々な要因に基づいて設定されます。当社は、金利調整額を随時更新し、更新された値に基づいて、金利調整額を受払いします。
権利調整額	CFD 取引の参照原資産の個別株等において、CFD ポジションを保有している場合に、配当金・分配金等の受払いが発生します。権利調整額は原則、買いポジションを保有の場合は受取り、売りポジションを保有の場合は支払いとなります。
コンテンツ	WEB サイト及び取引プラットフォームでお客様が利用できる金融データ、価格、AI により生成されたその他の情報、またはその他の形式や手段で弊社が提供する情報。当該コンテンツには、取引プラットフォーム上の銘柄詳細タブ内のパラメータも含まれます。AI により生成された情報は、取引に伴うリスク（レバレッジに起因する急激な価格変動、ロスカット・強制決済、スリッページ、マーケットギャップおよび元本損失のリスクを含みますが、これらに限られません。）を考慮しておりません。
裁判外紛争解決制度	訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。「ADR」ともいいます。
差額	「差額」とは、取引開始時と取引終了時の価格差に、必要に応じて金利調整額を加算又は減算したものを意味します。
差金決済	先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原資産の受渡しをせず、取引で生じた損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

指値注文	価格を指定して注文する方法であり、買いたい場合は現在の価格よりも低い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格よりも高い価格を指定し、注文時点より有利な方向の価格で約定することを期待する注文方法です。
CFD	Contract For Difference の頭文字をとったもので、「差金決済取引」のことです。新規取引価格と決済取引価格の差額分をやり取りする取引のことをいいます。
証拠金	店頭デリバティブ取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる必要証拠金と、ポジション維持のために割り込むことができない維持証拠金の区分があることがあります。
スプレッド	スプレッドとは、ある銘柄の「買値（アスク）」と「売値（ビッド）」の差のことです。スプレッドは原資産の流動性とボラティリティの状況に影響されるため、広がったり締まったりします（すなわち、流動性が高いほどスプレッドは狭くなり、逆も同様です）。
スリッページ	お客様が成行注文を行う際、お客様の発注時に取引画面に表示している価格と、実際の約定価格との間に価格差が生じる場合があります。この価格差は、お客様の端末と当社システムとの間の通信に伴う時間、及び当社システムにおいて約定処理にかかる時間によって生じ、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もございます。Plus500JP 証券では、スリッページの許容幅の設定は出来ず、お客様からの注文は全て、当社システムへ到達後に約定処理される時点における当社基準価格（最良価格）にて約定処理されます。
セーフティデポジット	オプション購入時にお預けいただく保証金です。通常、オプション決済時に全額返金されますが、オプション決済時に口座残高がマイナスとなった場合は、マイナス残高をセーフティデポジットにて精算し、残額を返金します。
ソフトウェアまたは取引プラットフォームソフトウェア	取引プラットフォームを使用するためにお客様がダウンロードする必要がある、弊社が提供するソフトウェアを意味します。
損切り	「損切り」とは、買いの場合は新規取引価格より低く、売りの場合は新規取引価格より高い、お客様が事前に決定した価格で取引を終了させる申し出を意味します。
第三者ソフトウェア	第三者によって提供され、本取引プラットフォームに組み込まれ、または使用されるソフトウェアをいいます。

第三者ソフトウェアライセンス	取引プラットフォームに組み込まれ、または使用される第三者ソフトウェアを管理する第三者からのライセンスを意味します。
建玉	買い建て、もしくは売り建てすること、または、未決済のポジションのことをいいます。
担保金	ノックアウトプレミアムとセーフティデポジットの合計額です。
知的財産権	特許、商標、サービスマーク、ロゴ、体裁、商号、インターネットドメイン名、意匠権、著作権（コンピュータソフトウェアに関する権利を含む）、データベース権、半導体トポグラフィー権、実用新案、ノウハウに関する権利及びその他の知的財産権（登録済みか未登録か、登録申請を含む）及び世界のあらゆる場所で同等または同様の効果を有するその他の権利または保護形態を意味します。
追加証拠金	証拠金残高が相場の変動により自己のポジションを維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。
デリバティブ取引	その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
店頭外国為替証拠金取引	通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引（店頭 FX 取引）をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
店頭金融先物取引	店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
店頭 CFD 取引	少額の証拠金を預託し、国内外に上場する株式、世界の主要な市場の株価指数・株価指数先物、個別株、ETF、商品等の価格を参照し、取引開始時と終了時の価格差により決済が行われる差金決済デリバティブ取引の一種です。
店頭デリバティブ取引	金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場等を介すことなく、証券会社や金融機関との相対で取引される金融派生商品（デリバティブ=Derivative）のことをいいます。
転売	買いポジションを手仕舞う（買ポジションを減らす）ために行う売付取引をいいます。
登録データ	口座情報を含む取引プラットフォームを使用するために提供する必要がある特定の個人情報及び財務情報を意味し、かかる情報にはパスポート、運転免許証、写真付き身分証明書のコピー等が含まれます。
特定投資家	店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。

	一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。
取引	お客様または当社のいずれかが、取引プラットフォーム上で対象銘柄の買い、もしくは売りをすることを意味します。
取引口座	取引プラットフォームでの取引に使用するお客様のオンライン口座を意味します。
取引時間	特定の銘柄について取引プラットフォームで定められた取引可能な時間を意味します。
取引所	証券取引所、先物取引所、清算機関、自主規制機関、規制市場、多角的取引施設または商品の代替取引システムを意味します。
取引単位	店頭デリバティブ取引を行うための最低売買単位のことをいいます。
取引プラットフォーム	Plus500™電子取引プラットフォーム施設（その他のプログラム、ツール、サービス、アップグレード、バグフィックス、更新がある場合はその更新、及びその基礎となるコードも含む）を意味します。
トレール注文	決済逆指値注文において、価格が有利に変動した際に、あらかじめ指定した値幅で逆指値注文価格が相場に追従して変更される注文方法です。
値洗い	ポジションについて、市場価格の変化に伴い時価評価する手続きを値洗いといいます。
ノックアウトオプション取引	オプション取引において、決められた価格（権利行使価格＝ノックアウト価格）に市場価格が到達するとオプション権が消滅する取引をいいます。
ノックアウトプレミアム	ノックアウトレベルで決済された時にお支払いいただく額です。「ノックアウトプレミアムレート×取引数量 × ポイントバリュー」で算出されます。尚、決済通貨が日本円以外の取引銘柄については、上記の計算に決済通貨の円換算レートを乗じた金額となります。
ノンスリップ注文	ノンスリップ注文は、お客様が指定する価格でポジションの決済を保証する逆指値注文の一種です。ノンスリップ注文は、スリッページの対象にはなりません。
媒介取引	金融商品取引業者がお客様の注文を他の金融商品取引業者に当該お客様の名前でつなぐ取引をいいます。
売買差損益	ポジションの決済により確定した売買価格差の基づく損益です。
判定価格	ノックアウトオプション取引において、到達すると権利が消滅する価格として用いられる価格をいいます。

必要証拠金	必要証拠金とは、新規取引を行うにあたりお客様の取引口座に必要となる最低金額を意味し、特定の銘柄ごとに取引プラットフォームで随時提示されます。
評価損益	未決済のポジションにおける建値と評価時点における対象銘柄の価格の差に基づく損益です。
不可抗力事由	緊急事態または例外的な市場状況の存在を意味し、第 19 不可抗力事由に定める事象を含みますがこれに限定されません。
ロスカット・強制決済	損失の拡大を防ぐため、設けられている仕組みで、証拠金維持率（＝有効証拠金÷維持証拠金×100）が 100%以 下になった場合、お客様の未決済ポジションが、証拠金維持率が 100%を上回るまで、自動的かつ強制的に成行注文による反対売買により決済されます。

2023 年 8 月 20 日　制定
2024 年 5 月 12 日　一部改定
2024 年 7 月 21 日　一部改定
2024 年 10 月 20 日　一部改定
2025 年 2 月 9 日　一部改定
2025 年 7 月 6 日　一部改定
2025 年 9 月 28 日　一部改定
2025 年 12 月 23 日　一部改定
2026 年 2 月 1 日　一部改定
2026 年 5 月 24 日　一部改定
2026 年 6 月 7 日　一部改定
2026 年 6 月 28 日　一部改定

Plus500